令和7年7月31日 第5回総合計画 審議会 資料4

序章 第5次芦屋市総合計画について

1 総合計画策定の背景と目的

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。 大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和15年(1940年)に芦屋市が誕生しました。昭和26年(1951年)には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻しました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT 化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、コロナ禍も経験しました。これらの社会環境変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のありかたが求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。芦屋においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつさらに高めていくことと、時代に適った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。 第5次総合計画の基本構想は引き継ぎながら、上記のような背景を踏まえつつ、基本 計画に係る中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、 令和8年度(2026年度)以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改め て明らかにすることを目的に、第5次総合計画後期基本計画を策定します。

これまでの芦屋市総合計画の概要

芦屋市総合計画

計画策定年: 昭和 46 年(1971 年)

将来像:自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市

芦屋市新総合計画

計画策定年:昭和61年(1986年)

将 来 像:誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市

第3次芦屋市総合計画

計画策定年: 平成 13 年(2001 年)

将来像:知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市

第4次芦屋市総合計画

計画策定年: 平成 23 年(2011年)

将来像:自然とみどりの中で絆を育み、"新しい暮らし文化"を創造・発信するまち

第5次芦屋市総合計画

計画策定年:令和3年(2021年)

将来像:人がつながり誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市

2 総合計画合の役割と構成・期間

(1)役割

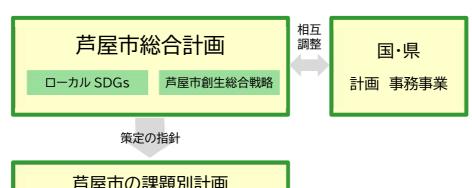
総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

〇まちづくりの指針

・市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

〇行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。
 - ✓芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した課題別計画策定に際する指針
 - ✓持続可能な開発目標の視点を取り入れた芦屋市での SDGs の推進
 - ✓国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
 - ✓芦屋市創生総合戦略を一体的に取り込んだ効果的な地方創生の推進



芦屋市の課題別計画

 子育で 教育 福祉 健康

 防災 都市計画 産業 環境

 ・・・・・・

(2) 構成 · 期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

〇基本構想

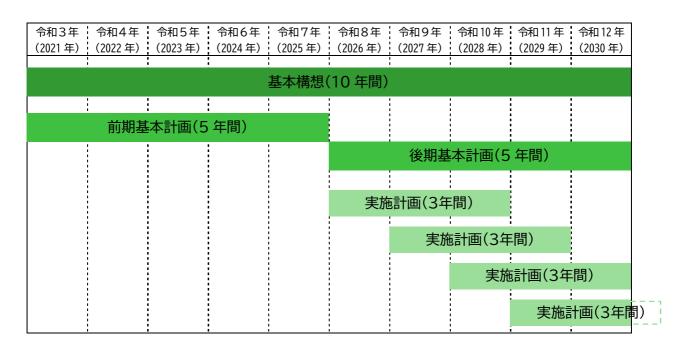
- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現 に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は10年とし、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までとします。

〇基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、 具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで、後期を令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までとします。

〇実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見 込みやその時々の社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにする ものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。



(3)総合計画と創生総合戦略との関係

総合計画は、市民・行政が共有する指針であり、行政運営の最上位の計画となるものであって、各施策分野の課題別計画とを併せてまちづくりを進めています。

創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年 11 月施行)に基づき、特に重要かつ喫緊の課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくために、課題別計画の一つとして、人口推計を示したうえで策定しています。

総合計画と創生総合戦略を一体として進めることで、施策の整合性を確保し実効性のある計画としています。

〇人口推計

人口推計は、短期・中期・長期の人口の将来像を示します。

○創生総合戦略

創生総合戦略は、総合計画基本構想における将来像と基本方針を踏まえ、人口減少抑制に向けたまちづくり施策の基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けて、基本計画の分野別施策と連動する施策を位置付けた取組施策に加え、特に推進するべき分野横断的な施策を設定した重点プロジェクトで構成しています

総合計画と創生総合戦略の性格、構成と相互関係



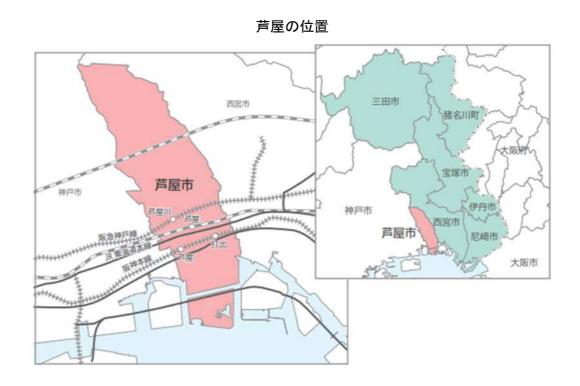
3 芦屋市の今日と明日

(1) 芦屋市はどんなまち

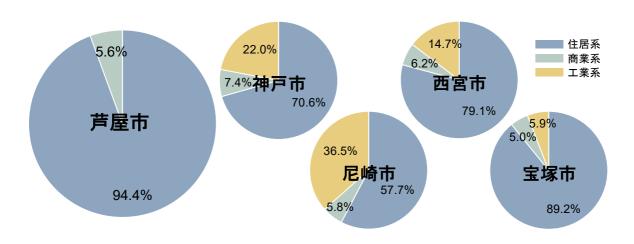
〇緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約1,857haで、東西約2.5km、南北約9.6kmと南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。



芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



〇阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行80周年を迎えたまち

明治22年(1889年)に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し、精道村が誕生しました。昭和15年(1940年)に行政区域はそのままで市制を施行し芦屋市となり、令和2年(2020年)には市制施行80周年を迎えました。戦後の昭和26年(1951年)には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、芦屋のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

芦屋のまちづくりの沿革

大阪·神戸間に国鉄(現 JR)が開通 ● 22 年 町村制施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生 明治 ● 38 年 阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置 ● 41 年 阪神電鉄により家庭電気の供給が開始 ●元年 神戸ガスにより都市ガスの供給が開始/芦屋郵便局が窓口事務を開始 ● 2 年 国鉄(現 JR) 苣屋を設置 ■ 8 年 耕地整理に着手 大正 阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置 ● 9 年 ●12 年 精道村役場庁舎が完成 ● 2 年 阪神国道(国道2号)が開通/「西宮都市計画区域」へ編入/松風山荘の分譲を開始 ● 4 年 阪神国道バスが開通/六麓荘の開発が開始 ●10 年 下水道事業に着手 ●11 年 阪神水道企業団が設立 ● 13 年 阪神大水害/奥山浄水場・村営上水道が完成し給水開始● 14 年 芦屋川河川改修工事を開始 ● 15 年 精道村が芦屋市となる ● 1 6 年 「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離 ●20 年 阪神大空襲 ● 21 年 都市計画道路・公園等を都市計画決定 ● 22 年 戦災復興土地区画整理事業を開始 ● 23 年 芦屋市消防署が発足/芦屋市警察署を設置 ● 26 年 「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定 ● 27 年 芦屋市霊園に着手/市立芦屋病院を開設 ● 31 年 芦屋庭球場が完成 ● 35 年 芦屋市庁舎が完成/芦屋市旗を制定 ● 36 年 芦有道路が開通 ● 37 年 奥山の開発に着手 昭和 ● 38 年 第2阪神国道(国道 43号)が開通 ●39 年 芦屋市民憲章を制定 ● 43 年 都市計画法が施行され高度地区を指定 ● 45 年 阪神高速道路神戸線が開通/「阪神間都市計画区域」となる/ルナ・ホールが開館 ● 46 年 芦屋市総合計画を策定/奥山貯水池が完成 ● 47 年 体育館・青少年センターが開館 ● 48 年 緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行/新都市計画法が施行(用途地域及び高度地区を新たに指定)/ 若葉町の下水処理場が完成 ● 50 年 芦屋浜埋立地の造成が完成(54年から入居開始) ● 51 年 新築された市民センター別館で公民館が開館 ● 54 年 国鉄(現 JR) 芦屋駅北地区の再開発を開始(平成 10 年完了) ● 61 年 芦屋市新総合計画を策定 ● 62 年 図書館を伊勢町に新築開館 ● 63 年 谷崎潤一郎記念館が開館 年 美術博物館が開館 ● 6 年 阪神高速道路湾岸線が開通 3 ● 7 年 ● 8 年 芦屋市都市景観条例を施行/震災復興事業に着手/環境処理センターを建替 阪神・淡路大震災 ● 9 年 南芦屋浜埋立地の造成が完成 ■10 年 震災復興公営住宅の入居開始 ● 11 年 緑ゆたかな美しいまちづくり条例(昭和 48 年芦屋市条例第1号)の全部を改正 ● 12 年 芦屋市住みよいまちづくり条例を施行/建築主事を置き特定行政庁となる ● 1 4 年 芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了● 1 6 年 「芦屋庭園都市宣言」/芦屋市総合公園が完成 ●13 年 第3次芦屋市総合計画を策定 ● 15 年 芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了 平成 ● 17 年 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了/芦屋市都市計画マスタープランを策定 ● 18 年 のじぎく兵庫国体開催 ● 19 年 「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定/山手幹線が神戸市と開通 ● 2.0 年 芦屋市緑の基本計画を策定/山手幹線が西宮市と開通 ● 2.1 年 市域全域を景観地区、指定/緑の保全地区を指定/芦屋市澗市/会建設 ● 2.2 年 芦屋川南特別景観地区を指定/山手幹線全線開通 ● 23 年 第4次芦屋市総合計画を策定 ● 2.4 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂/特別景観他区の区域及び名称変更(芦屋川特別景観地区へ) ● 26 年 景観行政団体に移行 ●27 年 芦屋市景観計画を策定 ● 28 年 第4次芦屋市総合計画後期基本計画を策定/芦屋市屋外広告物条例を施行 ●29 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂 ● 2 年 芦屋市市制施行80周年 ● 3 年 芦屋市都市計画マスタープランを改定、第5次芦屋市総合計画・第2期芦屋市創生総合戦略を策定 令和 ● 4 年 要確認。 年 要確認。

〇豊かな暮らしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと市内で活動 する団体へのインタビュー結果から見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がき れい、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いとい った、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえま す。また、高級住宅地としてのイメージだけでなく、多様な顔のあるまち、文化的素 地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

敷居が高く近寄り難いイメージがある。 保育施設が少なく待機児童が多い 高級住宅街としてのイメージが強い 子どもの遊ぶ場所や居場所がない 一目置かれるプランド力がある 給食のレベルが高い 全国的に知名度が高い 教育熱心な人が多く教育環境がよい 子育て 空き家や駐車場が増えている 教育 統一感のある都市景観が美しい 娯楽施設が少ない一 庶民的な店や飲食店が少なく物価が高い-坂が多く外出が大変 高級でおしゃれな店が多い・ -家賃が高く若者向けでない 特徴的な産業がない。 生活マナーがよい 商業 景観 芦屋ブランド効果で開業する店が多い 車・自転車の路駐が多く危ない 産業 住環境 関静な住宅街 商店街が少なく閉店も多く履わいがない 暮らしていることに幸せを感じる 地域内移動が不便 まちなかが清潔 他都市へのアクセスがよい まちなかで自然が感じられる 芦屋って 独い歩道や掛灯不足等道路の整備が不十分 生活利便 山・海・川があり自然豊か 自然 利便性に地域差がある どんなまち _住宅と自然が近く鳥獣対策が必要 図書館やスポーツ施設が充実している 魅力度の高い資源はあるが知名度が低い コンパクトで目配りの利く規模へ 歴史・文化的な背景があり文化的資源が多い 住民と職員との距離が近い、 文化的素地のある人が多い 行政 文化 観光目的の来訪者が少なく滞在時間も短い 広報周知が不足している。 国際色が豊かで国際交流に積極的 行政の体制に課題があり財政状況に不安 市民協働が必要 外からみたイメージよりも多様な顔がある 安心 コミュニティ 安全 住民組織がしっかりしていて人のつながりが深い 人のつながりの希薄化が進行している 市民活動が盛んで市民力が高い 安全で治安がよく住みやすい 住民の心があたたかく人柄がよい。 防災意識が高く火災が少ない 排他的な気質があり新旧住民間に距離を感じる。 地震・津波等自然災害に対する不安がある 住民の立ち居振る舞いがスマート 元気なシニア層や健康意識の高い人が多い 多様な人材が揃っている 先進性と保守性が混在している 高齢化が進行している ※市民ワークショップ、団体インタビューでの意見を元に、 若者流出等により人口減少が進行している 芦屋市の好きなところや強み、芦屋市の気になるところを整理しました。 地域コミュニティの世代交代が不十分

芦屋ってどんなまち?

資料: 第5次芦屋市総合計画総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果、第5次芦屋市総合 計画策定に向けた団体インタビュー結果より。

○多くの市民が地域の暮らしに対して満足し、住み続けたいと感じるまち

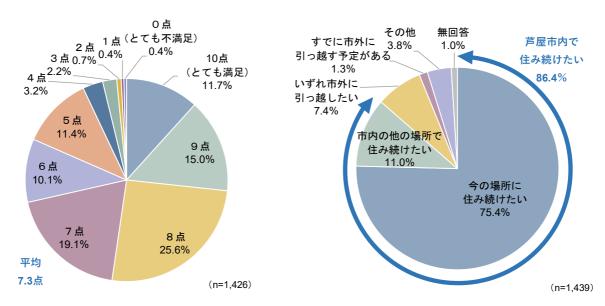
市民アンケート調査の結果によると、住んでいる地域の暮らしの満足度の平均は7.3点で、「8点以上」が52.3%と過半数を占めており、また、今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が86.4%に上ります。大部分の市民が、芦屋での暮らしに満足し、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、10歳代以外では若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

居住についての市民アンケート結果

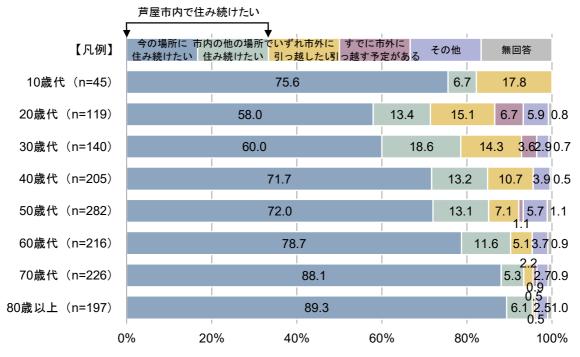
住んでいる地域の暮らしに対する満足度

定住意向

(10 点満点)



定住意向(年代別)



資料:総合計画策定に向けた市民意識調査(令和6年度)

(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

〇人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和 50・60 年代に増加し、昭和 63 年 (1988 年) には 88,623 人とピークを迎えましたが、平成 7 年 (1995 年) の阪神・淡路大震災で 75,032 人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成 27 年 (2015 年) の 95,350 人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和 22 年(2040 年)には、 約 86,874 人と震災前のピーク人口を割り込む水準にまで減少し、高齢化率は 40%を 超えると予測されます。

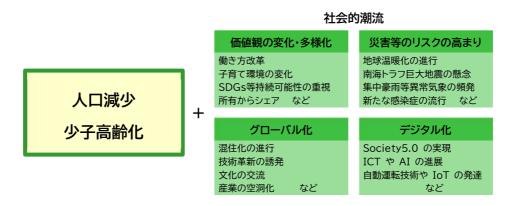
人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域 活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、 空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられ ます。

芦屋市の人口の推移・将来予測 実績 ← │ → 推計 阪神·淡路大震災 (人) 市制施行 (%) 90,590 93,238 95,350 93,922 92,898 91,012 88,956 86,874 84,738 82,478 79,735 100,000 87,12787,524 83,834 81.745 80,000 76.211 75,032 70 938 63.195 57 050 60,000 60 50.960 48.8 47.4 47.3 42,951 39,137 40,000 40 41.9 41.0 31.098 39.6 20,000 20 10.9 0 S55 S60 S30 S35 S40 S45 S50 H2 H12 H17 H22 H27 R2 R7 R12 R17 R22 R27 R32 R37 S20 S25 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 ── 牛産年齢比率 → 高齢化率 — 人口 → 年少人口比率

資料:国勢調査(1940~2020)、芦屋市推計(2025~2060)

〇社会の様々な側面での大きな変化がある

人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化、地球温暖化の進行や災害の激甚化、新たな感染症の発生、グローバル化、デジタルトランスフォーメーション¹の加速化など、近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。



〇財政構造に変化が生じる

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり、安定した 財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、公共施 設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し、平成 15年(2003年)10月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的 状況に対応するために行政改革を進め、一時は1,100億円を超えていた一般会計の市 債残高が平成26年度(2014年度)には500億円を切るところまで回復し、その水準 を維持しています。

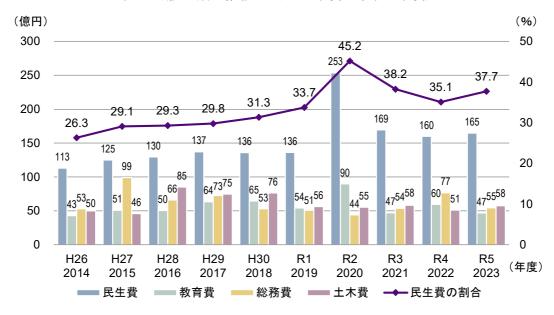
しかしながら、市民ニーズの多様化への対応、こどもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり、高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び、道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え、物価高騰が市民生活や地域経済に与える影響も大きく、今後さらに財政の厳しさが増すと考えられます。また、人口減少の進展に伴い、行政のスリム化が必要になる一方で、市が対応すべき課題が増加していくことが予想され、より慎重な財政運営が求められます。



市債残高の推移(一般会計)

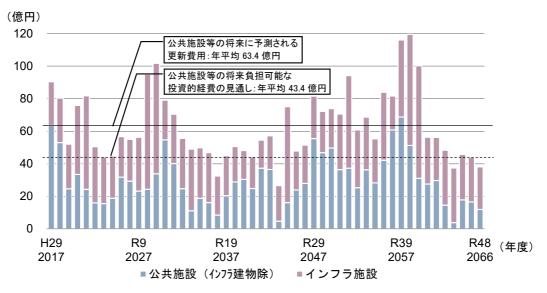
¹ デジタルトランスフォーメーション:企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

目的別歳出額の推移(平成26年度~令和5年度)



資料: 芦屋市決算資料

公共施設等(公共施設+インフラ施設)の将来更新費用試算結果(平成29年3月作成)



資料: 芦屋市公共施設等総合管理計画 ※作成時点の状況を基に試算しているため、今後変更となる可能性があります。

4 まちづくりの主な課題

〇人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も、すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでは人口が増え、それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが、これからは人口が減少することを前提とし、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ、求められる本市のよさは、豊かな自然や文化を背景に先人の 手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わって いきますが、継承されてきたまちの魅力、暮らしの質を、時代の変化に応じながら次 世代、未来へと持続して発展させ、まちの価値をさらに高めていくことが求められま す。

〇まちづくりへの市民・事業者の参加と協働

本市においては、高齢者の増加、住民の入れ替わり、社会意識の変化等を背景に、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには、課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人一人の市民、一つ一つの事業者が、何ができるかを考え、地域団体や行政と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

〇市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり、仕事・買物・医療などの日常生活、道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ、文化・交流活動など、周辺地域との密接な関係を持ち、相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く、遠く広がり、地域の境界が希薄になっていくなか、共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など、行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ、効果的、効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

〇生涯にわたる主体的な学びの推進

急激に社会が変化する中、自分と芦屋市、地球の未来を切り拓くには、市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び、多様な人々と学び合い続けることが必要です。

学校は、地域コミュニティの核です。社会が多様化する中で、不登校や学習意欲の低下など学びづらさを抱えたこどもも含め、多様なこどもに対して公正で最適な「ちょうどの学び」の機会を創り続ける必要があります。また、学びが地域に波及するよう、地域資源やICT等の有効活用によって、多様な生涯学習の機会を充実・創出することも求められます。

5 総合計画策定・運用における留意事項

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

〇市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が 共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組みます。

OSDGs、地方創生を含む総合的な計画とする

持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標である SDGs の視点を総合計画に取り入れ、17 の目標の中で特に関連性のある目標を基本計画の施策目標ごとに掲げることで、ローカル SDGs の達成を目指します。

また、本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現します。

〇戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進します。

○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCA サイクルを基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進します。

SDGs (エス・ディー・ジーズ) ~誰一人取り残さないまちの実現を目指して~ SDGs (Sustainable Development Goals) とは、 平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された、 令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき持続可能な開発目標です。 貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17 の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

第 I 章 基本構想

1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦 屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。

市民ワークショップが提案する将来像

ASHIYA SMILE BASE

~みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち~

「ASHIYA SMILE BASE」は、

少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち」は、 様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまち を創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。(平成30年(2018年)10月から平成31年(2019年)1月まで、計5回開催、延191人[市民126人、市職員65人]参加)

市内で活動する団体が考える理想の姿

日本一美しく、安全・安心で住みよいまち 国際文化住宅都市 芦屋 住宅を核とした賑わいのあるまち 世界で「唯一」のまち 折り目正しいまち 成熟した大人のまち 一度は住んでみたいまち

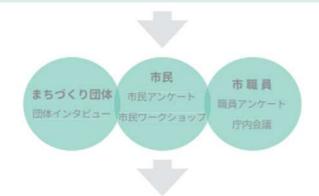
など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度(2030年度)に実現する姿を次の通り掲げます。

第4次総合計画の将来像 自然とみどりの中で絆を育み,"新しい暮らし文化"を創造・発信するまち



第5次総合計画の将来像(芦屋市として今後10年間で目指すべき姿)

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

ASHIYA
SMILE
BASE

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、 笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次 総合計画の将来像をコンパクトに表現したものといえます。これ を、市民と職員が総合計画を我が事として関わり将来像を実現し ていくためのキャッチフレーズとします。

3 まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ~ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。 本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに少子高齢化はさらに進むと想 定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることがます ます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てる のかが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICT などの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めていきます。

基本方針を構成する3つの視点

人のつながり ~ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICT の発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力 しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、 その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます

暮らしやすさ ~ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。 本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模 自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応 など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

こどもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン²も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心

² ユニバーサルデザイン: 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを 進めます。

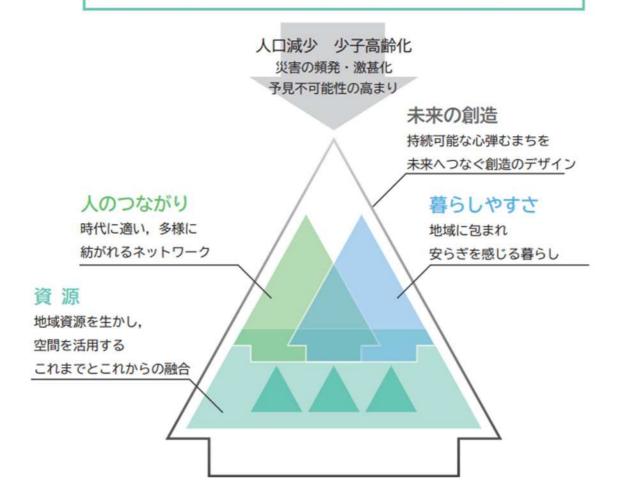
資源 ~ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。 本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を 生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまち なみと暮らし文化が芦屋のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべき ものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時 代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅 力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。

将来像 人がつながり誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市



4 後期基本計画において重視する3つの要素

趣旨

社会の先行きがますます見通しづらくなる中で、第5次総合計画「3 まちづくりの基本方針」において定める「未来の創造」に向けた取組を進めていくためには、市民の皆様との「共創」が必要であり、その担い手である「人」を中心に据えることが、より重要になっていると考えています。なぜなら、まちをつくるのは「人」であり、市民一人ひとりの行動が欠かせないからです。この考えに基づき、後期基本計画では多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを推進し、世代や属性を問わず、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、幅広い市民と地域団体・事業者が互いに支え合い、市民一人ひとりが主役として参画・協働する、住みよいまちづくりをめざします。

また、このようなまちづくりをめざすとともに、昨今の急激な人口減少や多様化、 デジタル化の進展といった社会変化の中で、市民一人ひとりが生き生きとし、地域に 活力がある持続可能なまちとするには、「学び」、「文化」、「協働」の3つの要素を、本 市の各種施策すべてに共通する観点として取り組んでいくことが必要だと考えます。

3つの要素は、それぞれを以下のものとして位置づけ、様々な施策に共通する観点 として各種施策に取り組んでまいります。

- 「学 び」…市民一人ひとりの生涯に渡る成長を促すとともに、多様な人々と学び合う 中で変化の激しい社会に対応するための関係性や能力を培い、未来を 切り拓く人材育成の基盤
- 「文 化」…地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性 化をもたらす活力の基盤
- 「協働」…様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤

それぞれの要素

学び

生涯にわたる学びと育ちを支えることは、人口減少社会における地域の活力の源であり、個人の自己実現を促し、生きがいや社会とのつながりを育むことで、地域全体のWell-beingの向上に不可欠です。

市は、就学前の教育・保育から社会人の学び直しまで、切れ目のない支援を行い、 ICT を活用した学習環境の整備や市民大学の運営などにより、すべての市民が学び続ける学びあいを支援してまいります。

特に、幼児期から義務教育期間における教育・保育においては、公正で最適な学び 方を推進し、いじめや不登校など悩みを抱えた児童生徒への支援の充実を図ります。 また、学校教育、社会教育、地域活動、企業との連携などにより、様々な学びの場 づくりも推進してまいります。

文化

本市には、歴史に培われた美しいまちなみをはじめとする生活に根ざした文化や、 文学や芸術に親しむ文化的風土があります。これらは単なる保存対象にとどめるので はなく、その価値を理解し、発信し、活用できるようにすることが必要です。

文化の対象には、生活文化、芸術文化、伝統芸能、景観、地域の人々の営みに基づく「らしさ」を含みます。こうした文化を地域の魅力として再発見・発信し、未来に向けて創造的に活かしていくことが、本市の品格と活力を維持するために必要なことです。

市は、他の施策と連携し、地域文化の継承、芸術教育の充実、様々な方が参加する 文化イベントの開催などを推進します。また、文化を通じた地域の活性化も視野に入 れ、「文化を活かしたまちづくり」を進めてまいります。

協働

人口減少の進行やデジタル化の進展、雇用形態の多様化といった社会変化を背景に、 市民ニーズの多様化も進んでおり、限られた行政の資源だけではすべてのニーズに対 応していくことが困難になってきています。このような変化に対応し、笑顔あふれる 住みよいまちを目指すためには、まちづくりのあらゆる面において、より多くの主体 が参画し、協働することで社会課題を克服する視点が不可欠となっており、多様な主 体が連携し、協働を通じて課題解決を図る重要性が高まっています。

様々な市民が主体的に関わる仕組みづくりのため、市は、多様な市民と対話を重ね、課題解決の過程を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組む環境を整えていきます。

この計画では、「市民」「市民参画」「協働」という言葉を、次のように定義し、 使用しています**。 ※芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

「市民」とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。



第Ⅱ章 後期基本計画

2 分野別施策

<施策分野1 子育て・教育>



施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実して

いる











■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童など諸課題の解消に向け、民間保育施設の誘致など、民間事業者と連携し取り組みました。

● 課題

保育所等の利用定員が、民間保育施設の誘致などにより増加しましたが、入所待 ち児童は一定数存在すること、及び市立幼稚園園児数の減少がさらに進んでいるこ とが課題となっています。

また、放課後の居場所づくりについては、引き続き、待機児童を発生させないための受け皿の整備や多様な体験活動の充実が課題となっています。

<u>こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の家庭の課題・ニーズに</u> 応えるために、多様なサービスや地域資源を活用した居場所づくりなど必要な支援 を充実させることが必要です。

■指標

指標	前期計画策	前期計画策	最新	後期計画終了
	定時実績	定時目標	実績	時目標
① 入所待ち児童数(人)	181	0	109 (R6)	<u>0</u>
② <u>放課後児童クラブ</u> 待機児童数 (人)	0	0	<u>0</u> (R7)	<u>0</u>
③ 放課後児童クラブ利用者の満 足度(%)	<u>(参考)</u> 95. 9 <u>(R5)</u>	П	96. 4 (R6)	<u>100. 0</u>
④ 子育てで困った時に相談でき	95. 5	95. 5	<u>89. 0</u>	<u>98. 0</u>

	る相手がいる人の割合(%)			<u>(R5)</u>		
<u>⑤</u>	地域子育て支援拠点事業の利	8, 082	61 459	<u>26, 728</u>	51 204	
	用者数(人)	0, 002	61, 452	<u>(R5)</u>	<u>51, 384</u>	
<u>6</u>	子育て世代の保護者の子育て	23. 6	29. 0	<u>23. 0</u>	20.0	
	環境や支援への満足度(%)	۷۵. ۵	49.0	<u>(R5)</u>	<u>28. 0</u>	

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

·①就学前:待機児童数 (名称変更)

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自 殺対策計画)(令和6年度~11年度)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の環境整備

小学校就学前の教育・保育ニーズを的確に把握しながら、<u>既存施設の環境整備に取り組むとともに、市立</u>幼稚園などに求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営についての検討を進めます。

【参考】前期基本計画時

1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の整備

保育ニーズを的確に把握しながら、<u>民間保育施設の誘致など官民が協働して取組を進</u>めます。

1-1-2 こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブ<u>やあしやキッズスクエア事業などの安定的な運営に引き続き努め、放課後のこどもの居場所づくりとしての機能を充実させるとともに、多様な体験</u>活動ができる機会を拡充します。

【参考】前期基本計画時

放課後児童クラブ<u>と関連事業との連携強化に加え、学校・地域・企業と協働しながら、あしやキッズスクエア事業を充実します。</u>

1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに、必要な情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、就労支援などの総合的・継続的な支援を実施します。

【参考】前期基本計画時

経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに、ひとり親家庭の生活の安定と自立<u>を支援するため</u>、就労支援等総合的・継続的な支援を実施します。

1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

<u>こども家庭・保健センター</u>において要保護児童対策地域協議会を運営し、こども家庭センター・警察・学校・地域などの関係機関との連携体制の充実により、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

子ども家庭総合支援室において要保護児童対策地域協議会を運営し、こども家庭センター・警察・学校・地域等の関係機関との連携体制の充実により、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

妊娠期からの伴走型相談支援や母子保健と児童福祉の一体的支援を通じて、すべてのこどもと家庭への支援を充実させ、利用しやすい体制を整備します。

【参考】前期基本計画時

子育て世代包括支援センター等での相談から支援体制までの充実や養育支援訪問など により、個々の家庭が抱える養育上の問題解決・軽減を図ります。

1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば」や「あい・あいる一む」 などの身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

【参考】前期基本計画時

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば」や「あい・あいるーむ」<u>等</u>の身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている







■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

こどもや若者の健全な成長を支えるため、生徒指導・不登校連絡協議会や青少年 育成愛護委員による街頭巡視活動などの地域や家庭と連携した取組を推進したほか、若者相談センター「アサガオ」にて不登校、ひきこもりなどの若者へ支援を行い、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。

未来を見据えた教育環境については、インクルーシブ教育・保育(*)の推進に向け、加配教員など配置検討委員会を設置したほか、教職員や支援員などの資質向上を図るための報告会や研究会などを実施することで、人員の量・質を拡充しました。また、岩園幼稚園では、3歳児保育を本格実施したほか、地域の特色を生かした幼稚園づくりを行い、幼児期と児童期の接続に向け、市内就学前施設の交流を図るため「幼保こ小合同連絡会」での意見交換や「なかよし運動会」、「小学校ごっこ」において小学校区ごとに5歳児の交流を実施しました。

教育・保育の質の向上に向けては、職員の研修<u>やALTをはじめ外部人材の配置の</u>推進などに取り組みました。また、ICTを有効活用した教育に向け<u>ては、児童生徒</u>に1人1台のタブレット端末を配備するほか、<u>その有効活用を図るため</u>小中合同授業研究会などで協議や研究を進めました。<u>さらに外国語教育に関しては、小学校・中学校で連携した授業を実施するとともに、生徒の国際交流の機会を拡充しました。</u>これらを実施するうえで、喫緊の課題である教職員の働き方についても絶えず見直しを行い、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保できるよう、業務改善の取組を進めました。

課題

すべてのこどもにとって、学校が安心して過ごせる場所でありたいと考えます。 特にいじめは絶対に許されないことであり、起こさないための教育や相談できる環境を整えることが急務です。また、いじめはいつでもどこでも起こり得るため、いじめが発生した場合は早期に適切に対応することが求められています。さらに、いじめを未然に防ぐためには、こどもたち自身がいじめの問題に対して意識を高め、互いに支え合う姿勢を育むことが重要です。そのため、こどもたちが自分の思いを発信し、安心して相談できる環境を整えていきます。

児童生徒の学習意欲や自己肯定感が低下している中、興味や疑問を動機付けにして、主体的に学ぶ楽しさを取り戻すため、持続的な学習意欲と問題解決力を育む必要があり、児童生徒が自ら問いを立て、現実社会とかかわる体験を通じて課題を深

く理解し、対話を通して多様な価値を尊重しながら合意形成を図る力の育成がこれまで以上に求められています。また、社会環境の変化や人間関係の複雑化により、不登校となる児童生徒も増加傾向にあり、こども一人ひとりの気持ちに寄り添い、早期発見と支援を強化することが重要です。さらに、日本語支援を必要とする児童生徒が増加しており、学習や生活面での支援体制の強化が求められています。

中学校部活動の地域展開により、今後はこどもたちが地域のスポーツや文化活動 に関わる機会が得られる可能性がある一方で、活動の質や機会の均衡を保つための 体制整備が課題となります。学校と地域が一体となった取組を推進します。

■指標

指標	前期計画策	前期計画策	最新	後期計画終了	
		定時実績	定時目標	実績	時目標
① いじめはどんな! があってもいけない		<u>(参考)</u> <u>95. 5</u> <u>(R5)</u>	=	94. 6 (R6)	100.0
とだと思うと回答 児童生徒の割合(%)		<u>(参考)</u> 94. 6 (R5)	_	95. 5 (R6)	100.0
② 若者の自己肯定感	中学生	34. 1	40.0	48. 6 (R5)	<u>50. 0</u>
② 若者の自己肯定感	15~39 歳	49. 2	50. 0	<u>57. 1</u> (R5)	<u>60. 0</u>
③ 将来の夢や目標で っている児童生行		83. 9	87. 0	80. 0 (R6)	<u>87. 0</u>
割合(%)	中学生	69. 1	72. 0	67. 0 (R6)	<u>72. 0</u>
④ 問題解決型学習しり組んだという3		<u>(参考)</u> <u>76. 1</u> <u>(R5)</u>	_	80. 9 (R6)	100.0
<u>を持った児童生行 割合(%)</u>	<u>中学生</u>	<u>(参考)</u> 76.9 <u>(R5)</u>	_	77. 6 (R6)	100.0
⑤ 学校に行くのはきいと思う。どちらいりと思う。といいうと思う。といいる。	<u>小学生</u> かと	<u>(参考)</u> 80.8 	_	80. 7 (R6)	<u>88. 0</u>
<u> </u>		<u>(参考)</u> 82.0 (R5)	<u> </u>	81. 7 (R6)	<u>85. 0</u>
<u>⑥</u> <u>こ</u> どもと接する機 合(%)	会がある人の割	65. 3	68. 0	62. 4 (R5)	<u>68. 0</u>

⁽注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

・①、④、⑤:なし

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11年度)
- いじめ防止基本方針(平成30年改定)
- 教育指針(毎年度更新)

(*) 脚注

・インクルーシブ教育・保育:個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団で共に学び育ちあう教育及び保育のこと。

<基本施策、主な施策、説明文>

2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます

2-1-1 こどもや若者との対話を重視した施策の推進

「子どもの権利条約」・「こども基本法」の趣旨や内容を基に、こども及び若者は、生まれながらに権利の主体であることが理解されるよう情報提供や啓発を行うとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを行い、対話しながら施策を進めていきます。

【参考】前期基本計画時

なし

2-1-2 いじめ防止と現代的社会問題への対応に向けた地域・家庭との連携強化

こどもたち<u>一人ひとりが安心して過ごせるよう</u>、いじめ<u>の未然防止に向けた教育</u> <u>や教育相談の充実などを図り、また、いじめが発生した場合は早期に適切に対応します。また、</u>性、インターネットに関する問題や<u>こ</u>どもの貧困<u>及びヤングケアラー</u>などの現代的な社会問題に対応するため、地域や家庭と連携した取組を推進します。

【参考】前期基本計画時

2-1-1 社会的な問題に対する地域や家庭での取組の推進

子どもたち<u>を巡る</u>いじめ<u>や</u>性、インターネットに関する問題や子どもの貧困などの現代的な社会問題に対応するため、地域や家庭と連携した取組を推進します。

2-1-3 こども・若者の悩みへの対応・解消や社会参加の促進、自主活動の支援

広報・啓発の充実を図りながら、相談事業などにより<u>こ</u>ども・若者を支援<u>するとと</u>もに、安心して過ごせる居場所づくりの実現に向けた活動を支援します。

【参考】前期基本計画時

2-1-2 <u>就学前のこども、児童・生徒、青少年</u>の悩みへの対応、解消や社会参加の促進 広報・啓発の充実を図りながら、相談事業などにより子ども・若者を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据

えた教育環境を整えます

2-2-1 インクルーシブ教育・保育の推進

配慮を必要とする<u>こ</u>どもの支援を充実し、インクルーシブ教育・保育を推進<u>すると</u>ともに質の向上に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

配慮を必要とする子どもの支援を充実し、インクルーシブ教育・保育システムを推進<u>しま</u>す。

2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設における官民共同による教育・保育研究<u>を通じて職員の学びを進め、個々に応じて健やかな育ちを確保するとともに、育ちの連続性の共通理解につながる交流などの実施により、小中</u>学校との円滑な接続<u>を図ります。また、こどもたちそれぞれの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び方(ちょうどの学び)を推進し、小中学校における探究的な学びや</u>外国語教育などを<u>充実させます。こどもたちの学びを支えるために、引き続き、</u>教職員の担うべき業務を整理するとともに効率化を図り、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保するための取組を進めます。

【参考】前期基本計画時

就学前教育・保育施設における官民共同による教育・保育研究<u>及び</u>小学校との円滑な接続、 小中学校における外国語教育・食育などを推進し、教育・保育環境の充実により質の向上を 図るとともに市立幼稚園での3歳児保育の試験的な実施と検証を行います。

2-2-3 登校しづらい児童生徒への支援

登校しづらい児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。また、 不登校の状況改善や社会的自立に向けて、学校だけでなく家庭や地域社会、関係機関 との連携をより一層深め、適切な対応を行います。さらに、保護者への支援も重要視 し、相談窓口や支援を得られる機会を整備していきます。

【参考】前期基本計画時

なし

2-2-4 日本語支援を要する児童生徒への支援体制の整備

日本語支援を要する児童生徒に対して、日本語習得の指導方法や教材の整備を行い、

効果的な支援が実施できる体制を整えることで学習や生活面での支援が強化され、児 童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組みます。

【参考】前期基本計画時

なし

2-2-5 ICT を有効活用した教育の推進

未来を担うこどもたちが、社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるよう ICT の環境を整備するとともに効果的に活用し、情報活用能力の視点を取り入れた教育を実践します。

【参考】前期基本計画時

未来を担う<u>子</u>たちが、社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるよう ICT <u>を</u>有効活用し、誰一人取り残すことのないそれぞれの子どもに適した教育を実践します。

2-2-6 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり地域全体で未来を担うこともの成長を支えるため、就学前教育・保育施設では、地域との交流を進め、就学後においても自主的な活動を行うコミュニティ・スクールへの支援、あしやキッズスクエア、トライやる・ウィークの充実など地域との連携に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

地域全体で未来を担う<u>子</u>どもの成長を支えるため、自主的な活動を行うコミュニティ・スクールへの支援、あしやキッズスクエア、トライやる・ウィークの充実など地域<u>での交流を</u>進めます。

2-2-7 中学校部活動の地域展開の推進

中学校の学校部活動に代わり、こどもたちが地域においてスポーツ・文化芸術活動 を体験する機会を将来にわたって確保できるよう地域における新たな環境構築に向 けた取組を進めます。

【参考】前期基本計画時

なし

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている





■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

歴史的・文化的な資源の活用推進に向け、芦屋市民文化賞や芦屋市善行賞「つつ じ賞」の表彰式を開催したほか、国指定重要文化財であるヨドコウ迎賓館竣工 100 周年を記念し、講演会や夜間特別見学ツアーなど、市内外へ魅力を発信する取組を 実施しました。また、美術博物館改修工事に伴い、新たに歴史資料展示室を常設し ました。

「読書のまち」の推進に向け、図書館でのイベント実施や、市役所や図書館における読書活動紹介展示の実施などを行いました。また、学校園と連携し、図書館見学の受入、出前授業や読書スタンプラリーの配布など読書活動の充実に取り組んだほか、電子図書館サービスを開始し、読書環境の整備を図りました。

また、各種イベントや、少年少女カヌー体験教室を実施したほか、春のファミリースポーツのつどいの開催など、様々な地域、団体、大学などと連携して市民がスポーツに親しめる事業を実施しました。

市民による学びに向けては、生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー、芦屋 川カレッジ、芦屋病院公開講座、健康フォーラムなどの実施により、学習機会の提 供に取り組みました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化的活動の停滞は、人、地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。また、継続して市民がスポーツに親しめる事業の実施が求められるほか、生涯学習に関する取組については、知の循環型社会をさらに推進していく必要があります。さらに、ライフスタイルが多様化する中、図書館利用者の減少など読書離れの傾向にありますが、市民の様々なニーズに応え、今後も地域に必要とされる図書館であることを目指すとともに、こどもたちの読書活動の充実にも取り組む必要があります。

■指標

指標	前期計画 策定時実 績	前期計画策定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的	64. 1	70.0	<u>82. 7</u>	<u>85. 0</u>

	な資源を知っている人の割合 (%)			<u>(R6)</u>	
2	月に1回はスポーツ、芸術、歴 史に触れるために外出してい る人の割合(%)	42. 5	50. 0	35. 5 (R6)	<u>75. 0</u>
3	この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)	46. 9	52. 0	35. 1 (R6)	<u>50. 0</u>
<u>4</u>	図書館来館者数			427, 300 (R6)	•

■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例(平成22年条例第1号)
- 文化財保護条例(平成元年条例第7号)
- 第3次文化推進基本計画(令和8~12年度)※総合計画と一体的に策定
- 第3期スポーツ推進計画(令和6~15年度)
- 第2期スポーツ推進実施計画(令和6~10年度)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりの推進

【参考】前期基本計画時

文化の継承と活用に努めます

3-1-1 文化振興と地域活性化の一体的な推進

国際文化住宅都市として培われた文化の力を活かし、他分野の施策とも連携しながら、社会包摂の観点から、誰もが文化的活動に参加できる取組を推進し、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

【参考】前期基本計画時

なし

3-1-2 歴史的・文化的な資源の保存・活用の推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し、社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

【参考】前期基本計画時

3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用推進

3-1-3 将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

中学校部活動の地域展開やコミュニティ・スクールの活動等により、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけられるよう取組を進めます。

【参考】前期基本計画時

なし

3-1-4 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

<u>多世代のニーズに対応するとともに、社会や地域の情報拠点としての役割を果た</u> せるよう、魅力ある読書環境の整備を図ります。また、こどもたちが読書に親しみ、 読書の楽しさを実感できるよう、学校図書館との連携充実に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

3-1-2 多様な連携による読書のまちの推進

市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館利用の促進に加え、学校図書館との連携充実などに取り組みます。

3-1-5 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体、学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し、 すべての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

【参考】前期基本計画時

3-1-3 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

3-2-1 市民による生涯を通じた学習の支援

<u>地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、学習情報を活用し</u>、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

<u>知の循環型社会を推進し</u>、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

<施策分野2 福祉健康>

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる















■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

包括的な支援体制の一層の強化に向け、重層的支援体制整備事業(*)を実施し、 市職員や関係機関への研修や連携を推進しました。障がいのある人が地域で自立し た生活ができるよう支援する体制の整備を図るため設置した自立支援協議会におい て、障がいのある人の居場所づくりに取り組み、今後も市民が主体となって継続し て活動できるようボランティア登録団体を発足させました。

経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などに向け、総合相談窓口においてワンストップの相談を実施するとともに、家計改善支援事業や就労準備支援事業・社会参加推進事業などを実施しました。高齢者への支援に関しては、地域包括支援センターを増設し、相談窓口を拡充したほか、認知症地域支援推進員の設置や認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始するなど認知症施策の強化に取り組みました。さらに、障がいを理由とする差別の解消に向け、民間事業者による合理的配慮(*)の促進を図るための補助事業や、やさしいお店登録事業を実施しました。

男女共同参画の視点では、第5次男女共同参画行動計画の策定を行ったほか、DV相談、女性活躍に関する啓発事業・講座、ASHIYA RESUME事業などを実施しました。また、国際交流事業では、「潮芦屋交流センター」を中心に、国際交流や多文化共生理解推進を目的とした講座などを実施したほか、姉妹都市交流や小中学校における外国からの編入生に伴う初期日本語指導教室を行いました。

権利擁護に関連する施策については、権利擁護支援センター事業や人権教育・人権啓発事業を実施したほか、パートナーシップ宣誓制度を拡充し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。また、平和首長会議へ出席や、平和首長会議の提唱する事業を進めるとともに、「たゆまぬ平和への歩み」展などの啓発事業に取り組みました。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域でのつながりの希薄化が加速しました。コロナ禍後には、イベントや人々が集える場が再開しつつありますが、状況に応じた活動の活性化に向けた支援などを実施する必要があります。また、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を中心に、様々な機関と連携しながら、支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センターにおける相談件数が年々増加傾向にあり、身近な相談窓口としての認知度が高まっておりますが、認知症相談窓口としての役割もあることを知らない高齢者も多いことから、認知症相談窓口でもあることや、令和6年度から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴う取組の推進に向け、周知を行う必要があります。

<u>男女共同参画をはじめ、様々な人権課題や平和意識の醸成に関する各種啓発事業</u>においては、内容・方法ともに工夫しつつ継続的に展開していく必要があります。

(*) 脚注

・重層的支援体制整備事業:こども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない

「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う支援体制を整備し、本人や世帯を包括的に受け止め支える重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業。

・合理的配慮:障がいのある人から日常生活や社会生活上で障壁となるもの(社会的障壁)を取り除いてほしいという意思が示された場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲で対応すること。

■指標

指標				前期計画策定時実績	前期計画策定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標
1	日常生活で困る人や場所がい合(%)			66. 2	75. 0	69. 5 (R6)	75.0
2	高齢者や障がい して暮らせるま 割合 (%)			П	П	54. 2 (R6)	60.0
3	3 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割	家事	理想	55.8	65.8	58. 2 (R6)	<u>60. 6</u>
		承 →	現実	25. 8	33. 8	30. 2 (R6)	<u>34. 6</u>
		育児	理想	61. 7	68. 7	56. 2 (R6)	61.7
	合(%)		現実	28. 3	38. 7	29. 7 (R6)	<u>31. 1</u>

⁽注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

- ・地域の活動や行事に参加している人の割合(%):施策目標11と統合
- ・障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合(%):②に変更

■関連する主な条例や課題別計画等

- 障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例(令和2年条例第 28 号)
- 第4次地域福祉計画(令和4~8年度)
- 第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (令和 6 ~ 8 年度)
- 障がい者(児)福祉計画第7次中期計画(令和3~8年度)
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6~8年度)
- 第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(令和7年度策定)
- 男女共同参画推進条例(平成21年条例第10号)
- 第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン(第3次女性活躍推進計画・第3次 配偶者等からの暴力対策基本計画含む)(令和5~9年度)

4-1 地域共生社会の実現に向けた<mark>協働の体制づくり</mark>を推進します

【参考】前期基本計画時

4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

4-1-1 重層的支援体制(*)の構築強化

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり<u>などを行政、専門機関、地域住民などの多機関(*)</u>の協働により一体的に進め、重層的なセーフティネットの構築を推進します。

【参考】前期基本計画時

4-1-1 包括的支援体制の構築

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり等、包括的な支援体制を整備します。

4-1-2 地域福祉とまちづくりの連携促進

地域<u>の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による、地域福祉の</u>ネットワークづくりを推進します。

【参考】前期基本計画時

4-1-2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上 地域発信型ネットワーク、共助の地域づくり推進事業等を推進します。

4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

【参考】前期基本計画時

4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への支援の充実

生活困窮者自立相談支援<u>事業</u>を中心として、相談<u>支援や参加支援</u>の充実<u>に取り組</u>みます。

【参考】前期基本計画時

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への<u>適切な</u>支援 生活困窮者自立支援制度を中心として₃₇ 相談・支援事業の充実を図ります。

(*) 脚注

・重層的支援体制:こども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制。

・多機関:重層的な支援を進めていく上で連携が必要な様々な分野の関係機関のこと(例:こども・ 若者・学校教育関係、障がい分野、高齢分野、生活困窮、権利擁護、保健・医療関係、商工・労働関係、市民参画、地域住民、地域活動団体、行政など)。

4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステムと認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解<u>や社会的障壁を取り除くための合理的な変更・調整について</u>普及 啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

【参考】前期基本計画時

障がいへの理解<u>・差別解消の</u>普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性<u>の活躍とともに、ジェンダー平等につながる</u> 事業の展開

男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

【参考】前期基本計画時

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性<u>が活躍できるまちを目指したエンパワメン</u> <u>ト</u>事業の展開 (※タイトルのみ修正)

4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し、市内在住外国人の支援、社会参画の促進、多文化共生を推進します。

4-3-3 市民一人ひとりの多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し、権利擁護に関わる施策を推進します。

【参考】前期基本計画時

4-3-3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承に向け、平和首長会議<u>など</u>と連携し、講演会<u>など</u>の啓発事業に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

4-3-4 戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承に向け、平和首長会議等と連携し、講演会等の啓発事業に取り組みます。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■概要

● <u>第5次総合計画前期基本計画</u>における主な取組

高齢者の社会参画を推進するため、シルバー人材センターなどの活動支援を通じて、自らの経験や技術を生かしながら、地域活動や社会参画ができる機会の創出に取り組みました。また、生きがいデイサービス事業では、周知・啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげました。

全世代の健康づくりを促進するため、さわやか教室や、介護予防講座を実施しました。また、ウォーキングマップを全戸に配布し、「いつのまにか健康」へつながる行動変容をおこす取組として、より多くの方が参加できるよう「ヘルスアップ事業~あしや健康ポイント~」の取組を展開しました。

芦屋病院公開講座、健康フォーラムにおいては、専門家の立場から健康・医療についての情報提供を行いました。また、新型コロナワクチンの特例臨時接種においては、より多くの市民が接種機会を得られるよう、集団接種・個別医療機関での接種を実施しました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響は大きく、様々な方面で健康 増進に対する影響がありました。特に高齢者の活動機会が減少する傾向が見られ、 高齢者の活動機会に関する取組を行う必要があります。

また、健康無関心層に対する心身の健康づくりの促進も必要であり、ヘルスアップ事業をはじめとする各種取組に対し、参加しやすい仕組みを構築する必要があります。

様々な感染症に対しては、平常時からの予防接種事業及び感染症予防への周知・ <u>啓発に取り組むことが必要です。</u>

■指標

	指標		前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標
① 要支掠	爰・要介護	全国	18. 7		<u>19. 4</u>	
認定	率の全国 比較(%)	本市	19. 9	全国平均から +0.9%以内	21. 1 (R5)	<u>全国平均から</u> +0.9%以内
	回以上の選人の割合(%)	<u>運動習慣が</u>	<u>24. 1</u>	<u>50. 0</u>	23. 5 (R6)	<u>50. 0</u>
<u>③</u> 毎年傾	と 東診査・定	期健康診断	70.3	75. 0	<u>74. 8</u>	<u>75. 0</u>

を受けている人の	割合(%)			(R6)	
④ ストレスを感し 談相手がいる人		П	1	69. 9 (R4)	<u>100</u>
⑤ 麻しん風しん	1期(※)	(参考) 88.1 (R4)	<u>=</u>	94. 9 (R5)	100 (R12)
<u>ワクチンの接種</u> <u>率(%)</u>	2期 (※)	<u>(参考)</u> 86. 6 <u>(R4)</u>	<u>—</u>	92. 3 (R5)	100 (R12)

- (注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。
- (※) 1期:生後12か月から24か月に至るまで、2期:小学校就学前1年間

【参考】前期基本計画時

- ・適正体重の人の割合(%) <策定時> 76.5 <前期目標> 76.5 <最新実績> 70.0 (R6)
- ・⑤:なし

■関連する主な条例や課題別計画等

- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自 殺対策計画)(令和6年度~11年度)
- データヘルス計画(令和6~11年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(令和6~8年度)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく<mark>いきいき</mark>と過ごすこ

とができる取組を進めます

【参考】前期基本計画時

市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく<u>生き生き</u>と過ごすことができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも、<u>いきいきと安心して暮らせるまちを目指し、</u>介護予防、認知症予防<u>など</u>に取り組<u>むほか</u>、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

【参考】前期基本計画時

高齢者がいつまでも<u>活躍できるよう</u>介護予防、認知症予防に取り組<u>み、</u>自身のできること、 したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

41

5-1-2 多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援を推進します。

【参考】前期基本計画時

5-1-2 多様な主体との連携によ<u>る</u>気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援<u>に加え、公衆衛生の向上のため、予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を</u>推進します。

5-1-3 感染症の拡大防止の取組

予防接種しやすい環境整備など、感染症の予防・拡大防止・収束に向けた対策を充 実させるとともに、感染症の感染状況などに柔軟に対応しながら適切な周知・啓発に 取り組みます。また、市立芦屋病院と連携し、通常診療を継続しながら感染拡大防止 を行うための医療提供の体制を整え、備えます。

【参考】前期基本計画時

5-1-3 新たな感染症の拡大防止

新たな感染症が拡大した場合に、被害を最小限に抑えながら社会経済活動が維持できるよう、感染症の予防・収束に向けた対策を充実<u>し、</u>柔軟に対応しながら適切な啓発に取り組みます。

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



















■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

良質な生活環境の維持、向上を図るため、<u>市民マナー条例に基づき、マナー指導</u>員による巡回強化、周知・啓発を行いました。また、指定ごみ袋の導入や民間事業者と提携するなどリサイクルの取組を推進し、ごみの減量・資源化を図ったほか、ゼロカーボンシティを表明し、「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに、省エネ家電購入促進を図ったほか、再エネ導入に対する啓発を実施し、環境に対する意識醸成に取り組みました。

商業分野においては、<u>創業塾を開催したほか、</u>コワーキングスペース<u>で勉強会や</u> <u>交流会を開くなど起業・創業・経営継続を支援しました。また、商店街などの活性</u> <u>化に向けた支援を行ったほか、キャッシュレス決済還元事業を実施し、市内事業者</u> の応援とキャッシュレス決済の普及を促進しました。

<u>行政サービスについても、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及</u> 促進として、交付専用窓口を設け、出張申請やマイナポイント事業の周知を行った ほか、マイナンバーカードを用いたサービスの拡充を行いました。

● 課題

市民意識調査では、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高くなっており、 これを継続するためには、大人だけではなく次世代への意識の醸成や啓発が重要で す。また、深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し、持続可 能な社会を構築するため、3Rの推進により、燃やすごみの減量化・再資源化を図 る必要があります。

商業分野においては、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出するとともに、 阪神間モダニズムなどの市の魅力発信の様々な取組と一体的に推進し、地域経済の 活性化を図る必要があります。

行政サービスについては、新たなデジタル技術やマイナンバーを活用し、オンライン手続を充実させることで利便性を向上させる必要があります。マイナンバーカードについては、引き続き周知・啓発していく必要があります。

■指標

指標	前期計画策	前期計画策	最新	後期計画終了
	定時実績	定時目標	実績	時目標
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合(%)	87. 4	92. 1	92. 2 (R6)	<u>94. 4</u>
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排 出量(g/人・日)	<u>(参考)</u> 515. 7 <u>(R4)</u>	<u>481. 4</u>	497. 3 (R5)	<u>470. 6</u>
③ 地球温暖化防止に向けた取組全 5項目のうち、実施項目数(平均)	2.93	3. 20	2. 68 (R6)	<u>3. 00</u>
④ 主に市内で日常生活に必要な物 (食料品・日用品・衣料品・医薬 品・書籍・化粧品)を購入する人 の割合(%)	(参考) 50.4 (R5)	П	51. 3 (R6)	<u>55. 0</u>
⑤ 市の行政手続が利用しやすいと 感じる人の割合(%)	65. 6	70. 0	60. 3 (R6)	<u>70. 0</u>
⑥ 市の主な手続きの電子申請率 (%)	_	=	Ξ	新規策定予定 (調整中)

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

・②:「家庭系」を追加

(参考) 家庭系追加前: <策定時>943.1 <前期目標>882.2 <最新実績>877.0 (R5)

- ・④:市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合(%)
- ・⑥:なし

(*) 脚注

- ・③:地球温暖化防止に向けた取組全5項目の内訳
 - ・買い物にマイバックを持っていく、分別を積極的に行うなど、ゴミを減らす工夫をしている
 - ・不要な電気は消す、使っていない家電のコンセントは抜くなど、節電に取り組む
 - ・冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする
 - ・省エネ製品を選んで買う
 - ・自動車の利用を控え公共交通機関を利用する

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(平成19年条例第13号)
- 第3次市民マナー条例推進計画(令和6~10年度)
- 第4次環境計画(令和7~16年度)
- 第5次環境保全率先実行計画(令和3~11年度)
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和7~16年度)
- 森林整備計画(令和4~14年度)

- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年条例第32号)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4~13年度)
- 中小企業・小規模企業振興基本条例(平成 30 年条例第 24 号)
- 申小企業・小規模企業振興基本計画(令和5~9年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例をはじめ、ごみの出し方やまちの清掃を<mark>若い世代をはじめとする</mark> 市民一人<mark>ひとり</mark>が心がけ、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

【参考】前期基本計画時

市民マナー条例をはじめ、ごみの出し方やまちの清掃を市民一人<u>一人</u>が心がけ、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-2-1 ごみの減量化、再資源化事業の促進

持続可能な社会を構築するため、プラスチックの再資源化に向けたごみ分別や、新たな資源回収の取組を検討し、資源循環と脱炭素を促進するとともに、さらなる3Rの推進とごみの適正処理により、燃やすごみの減量化・再資源化を図ります。

【参考】前期基本計画時

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進むよう、3Rや事業系ごみの適正処理などを 推進します。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガス<u>を</u>削減<u>するとともに、ゼロカーボンを実現</u>するため、省エネの推進に加え再エネの導入に向け、周知・啓発に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減<u>に向け、節電などの省エネに関する</u>啓発 をより一層推進します。

6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、<u>若い世代をはじめとする</u>市民<u>一人ひとり</u>が生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、市民が生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

【参考】前期基本計画時

本市の特性に合った商業の活性化を目指します

6-3-1 商業活性化の推進

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した創業支援や<u>商店街の支援</u>など事業者に寄り添った<u>支援に取り組み、商業活性化を推進</u>します。

【参考】前期基本計画時

6-3-1 起業・創業・経営継続の支援

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した 創業支援や情報の発信など事業者に寄り添った経営継続の支援に取り組みます。

6-3-2 住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信

文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び 込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

6-3-2 住宅都市としての価値を高める<u>商業活性化の推進</u> 商店街への支援など、住宅地としての価値を高める商業活性化事業を推進します。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

<u>デジタル技術</u>やマイナンバー<u>など</u>を活用し、オンライン手続の充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

【参考】前期基本計画時

<u>ICT</u>やマイナンバー<u>等</u>を活用し、オンライン手続<u>き</u>の充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる





■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

住宅の耐震改修を促進するため、簡易耐震診断、住宅耐震改修計画の策定、改修工事・建替工事に対する費用の助成を行いました。また、避難所等施設の防災機能の強化に向け、山手中学校に耐震性貯水槽を設置し、飲料水の確保を行ったほか、防災行政無線の補助局の整備を行いました。無電柱化を進めるとともに、芦屋川沿いの鳴尾御影線以南について、電線共同溝整備を進めました。

災害発生対策として、様々な形式で防災総合訓練、避難所開設研修を実施し、「被災者生活再建支援システム」を導入したほか、地区防災計画策定を支援しました。 また、計画などの見直しとして、「感染症に対応した避難所運営マニュアル」、危機管理指針、事業継続計画(BCP)、地域防災計画・水防計画などをそれぞれ見直し・改訂を行いました。

● 課題

本市においては、住宅の耐震化を進めており、地区防災計画を策定した地区の割合も高まっていますが、近年、日本各地で大規模な災害が頻発しています。

災害対策として、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災、減災への準備を進めていくなど体制の整備の重要性がより増すとともに、被災から早く回復できる仕組みづくりも検討する必要があります。

また、防災機能を発揮できるよう、引き続き住宅の耐震改修や無電柱化に取り組むとともに、すでに整備した防災に係る施設や、資機材が必要な際に活用できるよう適切な維持管理を行う必要があります。国の方針や新たな災害による教訓など、状況の変化に応じて指針や計画を必要に応じて見直していくことも必要であり、地域による防災体制については、消防団の入団者などを、募集の手法を工夫しながら、増やしていくことが必要です。

■指標

指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終 了時目標
① 土砂災害特別警戒区域及び津波 浸水想定区域での地区防災計画 の策定割合(%)	6. 0	50. 0	44. 4 (R5)	<u>70. 0</u>
② 3日分以上の食料備蓄をして いる割合(%)	38. 9 (R5)	=	41. 1 (R6)	<u>50. 0</u>

③ 地域の防災訓練に参加している	8.3	_	7. 9	9.0
割合(%)	<u>(R5)</u>		<u>(R6)</u>	
④ 芦屋市の防災メールやアプリ、	<u>21, 101</u>	_	<u>22, 396</u>	27, 000
<u>SNS の登録者数(人)</u>	<u>(R5)</u>		(R6)	<u>21,000</u>
⑤ 住宅の耐震化率(%)	96. 7	98. 0	<u>**</u>	<u>98. 0</u>

- (※) 県調査によるため、R7年度下半期に数値発表予定。
- (注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

・③ 災害時への備え全11項目のうち、実施項目数(平均)〈策定時>3.44 〈前期目標>5.2 〈最新実績>3.16 (R6)

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画(令和8年度~)
- 強靭化計画(令和4~8年度)
- 無電柱化推進計画(平成30年策定)
- 地域防災計画(毎年更新)
- 水防計画(毎年更新)
- 国民保護計画(平成28年変更)
- 危機管理指針(令和4年度改訂)
- 第4次地域福祉計画(令和4~8年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

【参考】前期基本計画時

7-1まちの防災機能を高めます

7-2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織<u>など</u>の活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び<u>防災と福祉の連携による</u>要配慮者支援など共助の取組を支援します。

【参考】前期基本計画時

地区防災計画の策定、自主防災組織<u>等</u>の活動との連携、防災リーダーの育成、地域防 災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-1-2 防災に関わる情報の効果的な発信

<u>防災ポータルサイトなどホームページ</u>やテレビ、ラジオだけでなく SNS <u>など</u>を活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

<u>ホームページ</u>やテレビ、ラジオだけでなく SNS <u>等</u>を活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-1-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への 入団促進などの消防体制の充実、事業継続計画 (BCP)の見直しなどを<u>行うほか、様々</u> な支援を迅速かつ的確に活用する受援体制の構築や職員訓練の実施に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入 団促進などの消防体制の充実、事業継続計画 (BCP)の見直しなどを行います。

7-2 まちの防災力を発揮します

【参考】前期基本計画時

まちの防災機能を高めます

7-2-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-2-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、<u>施設や資機材を適切に維持管理するとともに、市立芦屋病院ほか医療機関と協働し、</u>感染症の予防対策、<u>災害時医療提供対策</u>を講じたうえで、災害<u>の状況や</u>避難者に応じた避難所<u>など</u>の運営及び<u>その</u>環境の向上、土砂災害特別警戒区域<u>など</u>への対策の強化<u>など</u>を図ります。

【参考】前期基本計画時

災害発生時の備えとして、感染症の予防対策を講じたうえで<u>の</u>災害<u>や</u>避難者に応じた 避難所<u>等</u>の運営及び環境の向上<u>や</u>土砂災害特別警戒区域<u>等</u>への対策<u>、耐震性貯水槽の整</u> 備などの強化を図ります。

7-2-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

施策目標8 日常の安全安心が確保されている





■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

防犯<u>の取組を向上させるため、生活安全推進連絡会、まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、特殊詐欺については、被害防止啓発チラシを全戸配布し、特殊詐欺等対策電話機等の購入者に補助金を交付しました。また、緊急時のトラブル情報や、消費生活に関する情報などを発信しました。</u>

交通安全については、こどもや高齢者を対象とした交通安全教育、自転車運転安全教室、街頭啓発、通学路の合同点検、違法駐車・駐輪対策などを芦屋警察署等と連携して取り組みました。救急体制については、安定した119番受信体制を維持するため、計画的に老朽化した指令台を更新しました。また、救命講習会や市ホームページ等で救急車の適正利用を啓発しました。

地域医療体制面では、<u>市立芦屋病院と地域の医療機関の連携強化に努め、</u>地域包括ケアシステムの構築<u>に向け、ケアマネジャーとの連携強化等、医療と介護の連携</u>に努めるなど、住み慣れた地域で市民が安心して暮らせるよう体制整備を進めました。

● 課題

市内の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は、前期基本計画策定時の実績値より減少しています。近年では、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあり、関連する団体への情報発信や関係各所と連携して対応を強化していく必要があります。また、インターネットを通じた取引やキャッシュレス決済等の拡大により、消費生活トラブルも多様化・複雑化しているのに加え、成年年齢が引き下げられ、若者が様々なトラブルに巻き込まれることが懸念されています。

交通安全に関しては、今後、警察による「青切符」の取締りが行われることなど を踏まえ、自転車利用の交通ルールの啓発等を継続して取り組むことが必要です。 医療分野においては、市内の救急件数が近年増加傾向にあるため、現場到着所要 時間(*)が延伸傾向にあり、引き続き救急や医療提供体制などを充実することも必 要です。

(*) 脚注

119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要した時間

■指標

指標		前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終 了時目標	
1	① 特殊詐欺の認知件数 (件)		<u>(参考)</u> <u>39</u> <u>(R5)</u>	П	45 <u>(R6)</u> <u>※R6 速報値</u>	<u>41</u>
2	② 「芦屋市くらしの安全情報」に よる X 年間投稿件数 (件)		<u>(参考)</u> <u>7</u> <u>(R5)</u>	11	3 <u>4</u> (R6)	<u>50</u>
<u> </u>	な通恵地の 発生	人身	332	293	<u>248</u> (R5)	<u>240</u>
3	<u>交通事故</u> の発生 件数(件)	自転車関係	<u>(参考)</u> <u>80</u> <u>(R5)</u>	_	<u>87</u> (R6)	<u>82</u>
<u>4</u>	救急 119 番通報受 着までの時間(分		6. 7	6. 0	7.3 (R5)	<u>6. 0</u>

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

- ・①街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件)
 - <策定時>244 <前期目標>147 <最新実績>198 (R5)
- ・②および③のうち自転車:なし

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民の生活安全の推進に関する条例(平成13年条例第17号)
- 第10次交通安全計画改定版(平成28~7年度)
- 交通バリアフリー基本構想(平成19年策定)
- 市立芦屋病院経営強化プラン(令和4年度策定)
- 第3次消費者教育推進計画(令和5~9年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自 殺対策計画)(令和6年度~11年度)
- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7~11年度)

8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます

【参考】前期基本計画時

地域などと連携し防犯の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関、地域活動団体<u>など</u>との連携を図り、市民の安全を確保するための対策

<u>特殊詐欺被害などを含む犯罪防止に向けて、</u>まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察などとの連携による情報発信に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

8-1-1 関係機関、地域活動団体<u>等</u>との連携を図り、市民の安全を確保するための対策

まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察<u>等</u>との連携による情報発信に取り組みます。

8-1-2 消費者力 (*) の向上の支援

消費者教育推進計画に基づき、消費者協会など関係団体と連携し、消費者への啓発・ 教育に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

なし

(*) 脚注

・消費者力:消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、 消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をす る力。

8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善

こどもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域などと連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

【参考】前期基本計画時

子どもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域等と連携して、通学路合同 点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため、交通安全教室<u>や様々な媒体を通じた周知活動などにより、</u>自転車を含む交通ルールやマナーについて<u>警察と連携して</u>啓発に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

交通事故を減少させるため、交通安全教室<u>などを通じて</u>自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない119番受信体制に努め、 一刻も早い救急救命活動を進めます。<u>また、市立芦屋病院における救急患者の受入体</u> 制の整備を推進します。

【参考】前期基本計画時

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない 119 番受信体制に努め、 一刻も早い救急救命活動を進めます。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、安心して 医療を受けられる体制を整備します。

【参考】前期基本計画時

市民に信頼され、安全で質の高い医療を安定的に提供できるよう、 市立芦屋病院 と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図ります。

<施策分野5 都市基盤>

施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



■概要

● <u>第5次総合計画前期基本計画</u>における主な取組

まちなかを花と緑で彩り、緑を守り育てる<u>ため、</u>オープンガーデン<u>の参加個所数</u> <u>の拡大を図り、街路樹をはじめとした道路及び公園施設の維持管理手法として、新</u> たに民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

芦屋らしい景観誘導策として、芦屋市屋外広告物条例に基づく運用<u>や景観地区の</u>認定により良好な景観の維持・創出に取組みました。また、地域の価値を高める公共空間の活用を推進するため、公園の活性化や利活用を推進し、公園施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインを考慮した改修を実施したほか、ブランディングエリアにおいて人が滞留できる空間づくりの社会実験を行いました。

良好な住環境の維持の観点からは、市営住宅のあり方の検討を行い、良質な住宅 ストック形成に向けては、芦屋市マンションの管理の適正化に関する条例の制定に 加え、住宅相談や空き家の活用支援などを実施しました。

● 課題

人口減少や高齢化の進展により生じる課題は避けられないものであり、現在の魅力あるまちを維持し、子育て世代や高齢者などすべての世代が快適に住み続けられるまちとして持続的に発展していくための都市づくりが必要です。

良好な景観の維持については、過去から積み上げてきた各種施策の成果が着実に 出ているものの、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、持続可能な手法での景 観維持に課題があります。

公共空間の活用では、今後も地域の意向を確認しながら、国が提唱するウォーカブルの考え方(*)に基づく道路空間の利活用などに取り組んでいく必要があります。 住宅総数に占めるマンションの割合が非常に高いため、建物の老朽化や居住者の高齢化を見据え、管理組合などの自律的な取組を促し、管理適正化の推進を図る必要があります。

(*) 脚注

・国が提唱するウォーカブルの考え方: "居心地が良く歩きたくなるまち"を目指して、街路空間を 車中心から"人中心"の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な 活動を繰り広げられる場へとしていく取組。

■指標

指標	前期計画策	前期計画策	最新	後期計画終
	定時実績	定時目標	実績	了時目標
① 定住意向(%)	84. 3	84. 3	<u>86. 4</u>	<u>86. 4</u>

				(R6)	
2	植物の育成や管理、清掃など緑化・保全			14.9	
	に関する活動に過去1年に1回以上かか	15. 7	20.0	14. 2 (R6)	<u>20. 0</u>
	わったことがある人の割合(%)			<u>(NO)</u>	
3	地域におけるまちなみとまちなかの緑	91. 3	91. 3	<u>95. 1</u>	05 1
	の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91. 5	91. 5	(R6)	<u>95. 1</u>
4	公園を年数回以上、利用したことが	50. 9	60.0	<u>45. 1</u>	EE 0
	ある人の割合(%)	50.9	60. 0	(R6)	<u>55. 0</u>

■関連する主な条例や課題別計画等

- 都市計画マスタープラン(令和3~12年度)
- 持続可能なみらいの都市づくりビジョン(令和7年度~)
- 景観計画(平成27年策定)
- 緑の基本計画(令和3年度~)
- 住生活基本計画(令和7~17年度)
- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成11年条例第10号)
- 都市景観条例(平成21年条例第25号)
- 住みよいまちづくり条例(平成12年条例第16号)
- 屋外広告物条例(平成27年条例第54号)
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例(令和 6 年条例第 14 号)
- 街路樹更新計画(令和3年度~)
- 公園施設長寿命化計画(令和3~令和12年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

9-1 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます

9-1-1 持続的に発展していくための都市づくり

持続的に発展し、暮らし続けられる住宅都市の実現のため、都市機能が集まる拠点 と住宅地との円滑なネットワークによる都市構造の形成を目指した都市整備を検討 します。

【参考】前期基本計画時

なし

9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます

【参考】前期基本計画時

- 9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます
- 9-2 良好な景観を守り、魅力を伝えます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り育てるため、<u>都市景観形成に寄与する意識や価値観の醸</u>成を推進します。また、既存の建物などを含めた大切にすべき景観や緑のあり方につ

<u>いて意識付けを推進するとともに、</u>「景観地区」の認定制度<u>の活用、</u>無電柱化の推進などを図ります。

【参考】前期基本計画時

芦屋の美しい景観を守り、育てるため、「景観地区」の認定制度<u>による良好な景観の創</u>出と維持、屋外広告物条例の推進、無電柱化の推進などを図ります。

9-2-2 緑の質(*)の向上

花と緑で彩られた芦屋で、時代や市民ニーズの変化に応じて、まちの魅力や暮らし の発展に寄与する「緑の質」の向上に努めるため、街路樹の更新、まちがひとつの庭 園となるオープンガーデンなど市民による緑化活動の促進などを行います。

【参考】前期基本計画時

9-1-1 地域主体の緑化の推進

花と緑で彩られた芦屋を<u>つくるため、</u>オープンガーデン<u>参加箇所数の維持増加や市</u> 内緑化団体の活動を支援します。

9-2-3 次世代まで緑を守り育む取組

緑の基本計画<u>や街路樹更新計画</u>に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討

緑の基本計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう<u>地域の特性に応じた緑の配置を見直すと</u>ともに、地域活動での積極的な活用を推進し、道路空間など他の公共空間との連携を検討します。

【参考】前期基本計画時

9-3-1 公園ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう総合公園の活性化や地域に応じた市民による公園緑地の利活用などを推進します。

(*) 脚注

・緑の質について(量から質への転換)

整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進めていく必要がある。新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の

有効活用等、新しい緑の施策を検討する必要がある。

○量から質への取り組み例

【街路樹】幹線道路等で重点的に管理する路線を定め、路線ごとの適正な整備や管理を地域の皆さんと ともに考え、ともに取り組みます。

【公園・緑地】市民が利活用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに検討します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

【参考】前期基本計画時

9-4 良質な住環境を維持し、住宅ストックを活用します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅などの有効活用と管理戸数の最適化を検討します。

【参考】前期基本計画時

市営住宅の適切な維持管理に加え、適正配置などを検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

中古住宅の流通促進・空き家などの適切な維持管理の支援に加え、マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理を推進します。また、ニュータウン再生への課題認識の共有や支援を検討します。

【参考】前期基本計画時

総合的な住宅相談窓口の利活用やリフォーム改修、中古住宅流通の促進に加え、マンションの適正な維持管理やネットワークづくりの支援に取り組みます。

施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる







■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

持続可能なインフラ保全の観点から、今後増大していくと見込まれる老朽化交通 インフラに対して、計画的に橋梁を定期に点検、修繕工事を実施し、防護柵なども 工事を行いました。また、道路などについては、新たな維持管理手法として、民間 事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

生活インフラの保全では、上下水道施設の耐震化及び浸水対策を実施し、ごみ処理施設の安定的な運用に向け、環境処理センター施設整備基本計画の策定などに取組みました。

さらに、JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進に向け、用地取得を進め、管理処分計画及び特定建築者を決定しました。また、市街地における道路ネットワーク機能の検討実施や、自転車ネットワーク計画に基づく矢羽根型路面表示の自転車通行空間整備など、市内交通の円滑化に向けた取組を実施しました。

課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。<u>市民生活を安全・安心なものとして持続していくため、さらなる老朽化及び優先度を考慮した計画的な更新及び適切な維持管理に努める必要があります。</u>特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプラインについては、課題に対する協議を進めつつ、今後の代替収集方法の検討を継続的に進めていくことが求められています。また、ごみ処理施設の更新については、地球温暖化対策及び人口減少や資源化に伴うごみ量の減少などに対して、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、 交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。<u>公共交通ネットワークは</u> 市内に広く形成されていますが、一部の地域ではネットワークから離れていること に課題があります。将来にわたり安心して移動ができる交通環境を維持・充実させ る必要があります。

JR 芦屋駅南地区再開発については、引き続き推進していきます。

■指標

	指標	前期計画策定時	前期計画策	最新	後期計画終了
		実績	定時目標	実績	時目標
1	対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	6. 9 (R5)	0.0
2	水道管耐震 <u>化</u> 率(%)	<u>(参考)</u> 42. 1 (R2)		43. 6 (R5)	<u>50. 0</u>
3	下水道管耐震化率(%)	23. 39	27. 27	24. 91 (R6)	27.38
4	市内をスムーズに移動でき、 利便性が高いと感じる人の 割合(%)	69. 8	69.8	74. 1 (R6)	<u>74. 1</u>

【参考】前期基本計画時

・②水道管等の耐震適合率(%)

【水道管】(策定時) 64.7 (最新 R5) 64.9 (目標) 66.0

【配水池】(策定時) 39.4 (最新 R5) 81.2 (目標) 81.2

■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画(令和2~11年度)
- 水道事業経営戦略(令和4~13年度)
- 水道ビジョン (令和4~13年度)
- 下水道ビジョン (令和4~13年度)
- 下水道ストックマネジメント計画(令和5~9年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4~13年度)
- 総合交通戦略(平成30~令和10年度)
- 自転車ネットワーク計画(平成30年策定)

10-1 持続可能な交通インフラを保全します(道路・橋梁)

10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後、増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、橋梁の計画的な保全 や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け、適切な道路の補修や防護柵の整備に 取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します(上下水道・ごみ処理施設)

10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう、施設の計画的な維持管理、耐 震化を行います。

10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

<u>ごみ処理施設の安定的な運用に取り組むとともに、神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進めつつ、中継施設及び資源化施設の整備・運用</u>に取り組みます。<u>また、</u>パイプライン施設については、代替収集方法の検討を進めます。

【参考】前期基本計画時

ごみ焼却施設、資源化施設及びパイプライン施設の安定的な運用に向けて、適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において、<u>安全かつ円滑な交通</u>を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、市街地再開発事業を推進します。

【参考】前期基本計画時

JR 芦屋駅南地区において、<u>円滑な通行</u>を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、市街地再開発事業を推進します。

10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上などを図るため、稲荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅周辺の交通結節点機能を中心とした面的整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

【参考】前期基本計画時

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上等を図るため、稲荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅<u>周辺</u>の交通結節点機能整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境 に向けて、道路を整備します。

10-3-4 公共交通ネットワークの充実

バス路線から離れている山手地域において、移動に関する不安を解消し、安全安心 に住み続けられるために、生活に必要な移動ができる交通環境をつくる取組を進め ます。

【参考】前期基本計画時

なし

施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる







■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

あしや市民活動センター<u>において、オンライン・対面を併用する形での様々なセミナーなどを開催しました。</u>また、主体的な市民活動を促進する環境づくりとして、市民提案型事業補助金<u>を交付したほか、社会的な市民活動や地域づくりにつながる取組を紹介し、多くのつながりや新たな活動へのきっかけとなるよう情報を発信する冊子の作成などを行いました。さらに、多世代が集い、語り、つながる居場所づくりとして「みんなのつどい場」を毎月開催し、市民の交流と新たな活動につなげることができました。</u>

阪神間で連携し、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信に取り組んだほか、日本 遺産講座の開催やイベントに参加しました。また、市制施行80周年記念式典は、 オンラインライブ配信を行ったほか、特徴のある本市の学校給食を映画「あしやの きゅうしょく」として、全国上映し、本市の魅力を市内外に発信しました。

● 課題

少子高齢化や住民のニーズの多様化等社会の変化に対応し、持続可能なまちづく りを行うためには、市民主体の様々な活動が果たす役割はますます重要となってい ます。一方、人材確保や活動の継続性が困難になってきている状況にもあります。 今後も継続して、多様な主体のまちづくりへの積極的な参画を促すとともに、活動 の活性化を図る必要があります。

また、市民意識調査では、市の情報発信に関して周知不足などの意見もありました。情報発信については、各メディアの特性を生かした媒体を研究し、本市が住み続けたいまちであると思っていただけるよう内容を工夫するなど、市の魅力の発信に繋がるよう検討する必要があります。また、情報公開においては、市民が市政を理解するための行政情報を積極的に提供する必要があります。

■指標

	指標	前期計画	前期計画策	最新	後期計画終了時目標
		策定時実	定時目標	実績	
		績			
1	市民参画・協働を必要だ	62 6		<u>64. 0</u>	67.0
	<u>と思う</u> 人の割合(%)	<u>62. 6</u>	_	(R6)	<u>67. 0</u>
2	地域の活動に年1回以上			20 6	
	参加している人の割合	35. 9	40.0	$\frac{32.6}{(RG)}$	<u>40. 0</u>
	(%)			<u>(R6)</u>	

	市政情報の発信ができて いると思う人の割合(%)	29. 0	40.0	<u>51. 0</u> (R6)	<u>55. 0</u>
--	-----------------------------	-------	------	-------------------	--------------

【参考】前期基本計画時

・②居住する地域にとらわれない活動に年1回以上参加している人の割合(%) <策定時>34.5 <前期目標>40.0 <最新実績>27.8 (R6)

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例(平成19年条例第5号)
- 市民参画協働推進計画(令和8~12年度)※総合計画に位置付け
- 市民参画・協働推進の指針(平成 18 年策定)
- 情報提供の推進に関する指針(平成17年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します

【参考】前期基本計画時

地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します

11-1-1 市民参画・協働の理解促進

〔市民参画協働推進計画〕

効果的な情報発信による周知や参画機会の充実を図ることで、幅広くあらゆる世代 や分野の市民の意見を聴取し市政へ反映するとともに、まちづくりへの市民参画・協 働の理解と関心を高めていきます。

【参考】前期基本計画時

なし

11-1-2 <u>新しいまちづくり</u>人材の発掘<u>、</u>育成<u>、活動</u>支援

市民による様々な活動の支援に向けた環境づくりと地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図る取組を推進します。

【参考】前期基本計画時

11-1-1 市民活動の機会の提供に努め、地域を支える人材の発掘・育成の支援

<u>効果的な情報発信を行い、市民参画・協働の理解促進に努めるほか、市民活動センターやまちデザインラボなどの活動を通じて</u>地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図ります。

11-1-3 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民、地域団体及び<u>民間事業者等の多様な主体</u>が集い、連携する機会や場の提供 や、<u>まち</u>の課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの 構築を行います。

【参考】前期基本計画時

11-1-2 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民、地域団体及び企業が集い、連携する機会や場の提供や、地域の課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの構築に努めます。

11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちや行政の情報を多様な選択肢により発信するとともに、魅力を市内外に<u>発信</u>し、芦屋に対する愛着(シビックプライド)の醸成を図ります。

【参考】前期基本計画時

まちや行政の情報を多様な選択肢により発信するとともに、魅力を市内外に<u>シティプロモート</u>し、芦屋に対する愛着(シビックプライド)の醸成を図ります。

11-2-2 情報を公開し、オープンガバメントを推進

行政の透明性・信頼性の向上、行政の効率化、市民の市政への関心度向上に向け、 行政情報のオープンデータ化などによる積極的な提供を行います。

施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営 が行われている





■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

施策評価や事務事業評価においては、施策毎に概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証のうえ、改善に努めました。また、企業版ふるさと納税、複数施設のネーミングライツの導入や未利用公共用地の民間事業者への売却や貸付けなどを実施するとともに、ふるさと寄附金について、連携ポータルサイトを追加し、返礼品を拡充することにより、新たな歳入確保に取り組みました。

公共施設のマネジメントについては、施設カルテや建物点検チェックリストにより施設の状態を把握するとともに、包括的な委託により、業務の効率化と施設の維持管理に係る質の向上を図りました。

● 課題

経常的な歳出は、人口構造の変化による社会保障関係経費の増加に加え、近年の 物価高騰や人件費の上昇により、増加が予想されます。また、今後、大規模な投資 的事業の実施に伴う市債の発行や基金の取りくずしが見込まれます。厳しい財政運 営の中において、歳入確保に向けた取組は一層重要性が増していくと考えられます。

計画の進捗管理と行政評価の手法については、総合的な視点での施策の再構築等につながるよう効率的、効果的な方法を検討し、公共施設の統廃合・複合化については、長期的な視点で、地域・利用者などと十分な協議を行い、時代のニーズに合った施設になるよう取り組みながら、適時適切に分かりやすい情報を発信する必要があります。

■指標

指標	前期計画策	前期計画策	最新	後期計画終
	定時実績	定時目標	実績	了時目標
① 経常収支比率(%)	96. 9	94. 0	94. 6 (R5)	94.0
② 実質公債費比率(%)	7. 4	16.0 未満	7.7 (R5)	16.0 未満
③ 将来負担比率(%)	97. 7	97.0以下	48. 6 (R5)	66.6 未満
④ <u>公共施設の市民1人当たり延べ</u> <u>床面積 (㎡)</u>	_	_	4.3 (R6)	•

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

・④公共施設の将来更新 (大規模改修・建替)費用(億円/年)<策定時>30.2 <前期目標>27.3

■関連する主な条例や課題別計画等

- 行財政改革(令和8~12年度)
- 債権管理に関する条例(平成21年条例第13号)
- 長期財政収支見込み(毎年更新)
- 公共施設等総合管理計画(平成29年策定)

(*) 脚注

•①:経常収支比率

経常的経費に充てられた一般財源が経常一般財源に対してどの程度の割合となっているかを 示す数値で、財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する指標として用いられる。

•②: 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標。3か 年平均の数値を用い、数値が大きいほど財政運営が硬直的であることを意味する。

• ③:将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金 (地方債) や将来支払っていく可能性のある負担等の決算 年度末における残高の程度を示す指標。数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高い ことを意味する。

<基本施策、主な施策、説明文>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

12-1-1 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

12-1-2 多様な手法による歳入確保

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される 歳入減少に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、<u>多様な手法による歳入確保</u> に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

12-1-2 新たな歳入確保の検討

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳 入減少に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、新たな収入確保に取り組みます。

12-1-3 健全な財政運営

行財政改革を行う中で、<mark>長期的視点に立ち、</mark>財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

【参考】前期基本計画時

<u>長期財政収支見込みを踏まえ、</u>行財政改革を行う中で、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率

的な運営や最適な配置を進めます

12-2-1 公共施設等のライフサイクルコストの縮減

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新<u>など</u>に係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

【参考】前期基本計画時

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化などによる最適な配置の検討

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画 及び公共施設の最適化構想を推進し<u>ます。</u>施設<mark>が持つ意義や</mark>利用状況、更新時期<u>等</u>を 勘案しながら、地域や利用者との協議を踏まえ、公共施設の最適配置を進めます。

【参考】前期基本計画時

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進し、施設の利用状況や更新時期<u>を</u>勘案しながら、<u>本市に</u>見合った施設総量となるよう、公共施設の最適配置を進めます。

施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている









■概要

● 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

行政手続のオンライン化、RPA の利用など ICT を活用し、市民サービスの向上に 努めたほか、民間事業者・大学などと協定を締結し、様々な事業を実施するなど、 多様な主体との連携を深めました。

働きやすい職場環境を構築するため、課を新設し、ハラスメント対策などに取り組んだほか、職員の柔軟な働き方に対応するため、職員の在宅勤務・時差勤務を可能にしました。また、業務デジタル化に伴う、働く環境の整備や、オンライン会議の推進など、業務の改善・効率化を図りました。加えて、社会教育機関などの事務を市長部局へ移管し、こども家庭・保健センターの新設、室の設置、課長補佐級の設置など合理的な組織体制を構築しました。民間や他市などの外部機関へ職員を派遣するなど、自ら考え行動する職員の育成に取り組むとともに、高度で専門的な知識などを有する人を任期付きで任用できる仕組みを構築しました。

課題

社会構造の急速な変化や個人のライフスタイルの多様化に加え、限られた資源の中で、前例踏襲型の手法や職員像でなく、新たな手法・考え方でまちづくりを行う必要があります。また、柔軟かつスピード感をもって課題解決ができる能力が身に付くよう、職員が個人の能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう働く環境・組織体制を整えることが課題となっています。さらに、組織内部の事業における取組内容について、充実した情報を発信する必要があります。

■指標

	指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終 了時目標
1	行政外部の人材と協働したこ とがある職員の割合(%)	32. 1	65. 0	30. 3 (R6)	<u>50. 0</u>
2	芦屋市で働くことに満足して いる職員の割合(%)	82.7	85. 0	84. 3 (R6)	<u>85. 0</u>
3	ストレスチェックアンケート の総合健康リスク値	90	120 未満	<u>96</u> (R6)	100

■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成基本方針(令和8年改訂)
- 人材育成実施計画(令和8年改訂)
- 特定事業主行動計画(令和8年改訂)

● 職員の職場における心の健康づくり(令和8年改訂)

(*) 脚注

③:ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値

職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的にストレスチェックアンケートを実施しており、仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与えるかの指標となる。リスク値が高いほど職員の健康に与える危険性も高いと考えられ、全国平均を 100 とした場合のリスク値が 120 を超える場合は対策が必要とみなされる。

<基本施策、主な施策、説明文>

13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います

13-1-1 多様な主体との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け、新たな発想に基づく民間事業者 など多様な主体との連携強化を図ります。

13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、<u>デジタル技術の積極的な活用などによる働く環境の充実及び、市役所内の各部門が互いに連携し、協力し合う「協同」を通じて、全庁的な業務の改善や効率化に取り組み、持続的な行政サービス</u>の提供に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、持続的に行政サービスを提供するため、ICT環境の充実などによる全庁的な業務の改善、効率化に取り組みます。

13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」

を進めます

13-2-1 生産性向上<u>と職員が安全・安心に働くことのできる</u>適切な手法の選択と環境整備職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を<u>推奨するとともに、職員が心身の健康を保</u>ち能力を最大限に発揮することで、質の高い市民サービスや効率の良い行政運営に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

13-2-1 生産性向上<u>のための</u>適切な手法の選択と環境整備職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推進します。

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に発揮

できる職場づくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、<u>自ら考え行動する職員</u>の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる<u>職場</u>づくりに取り組みます。

【参考】前期基本計画時

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、<u>越境</u>人材の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる<u>仕組み</u>づくりに取り組みます。

第Ⅲ章 第3期創生総合戦略

1. 創生総合戦略の趣旨

(1) 背景

国は、平成 26 年(2014年)に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月 27 日に 人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と施策の方向を 示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

また、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案した地方版の人口ビジョン及び総合戦略の策定が地方公共団体の努力義務とされ、本市もその必要性から平成28年(2016年)3月「芦屋市創生総合戦略(芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略)」を策定しました。

国は、令和4年(2022年)12月に、第2期「まち・ひと・しごと創成総合戦略」の改訂に合わせて、その名称を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更しました。デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指すものとしています。

本市においても、国の新たな総合戦略や社会経済の変化を踏まえ、第3期創生総合戦略を策 定します。

「まち・ひと・しごと創生法」の施行、公布〔平成 26 年 11 月〕

〈目的〉

- ・少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・地域での住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

■ 国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略の方向性

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決に向けた4つの「施策の方向」が示されています。本市においても、デジタル活用の視点を取り入れ、新たな第3期創生総合戦略及びそれに基づく具体的な事業を検討していきます。

①地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

②人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、 地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、 こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

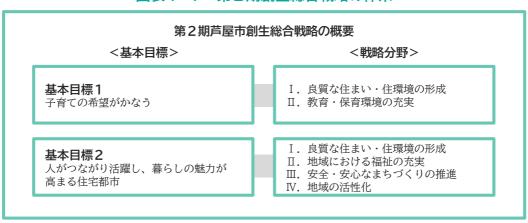
④魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、 文化・スポーツ、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

■ 本市における第2期創生総合戦略の取り組みと第3期の進め方

本市では、国・県の創生総合戦略を踏まえ、人口ビジョンから見える課題や社会増減・自然 増減の状況を鑑み、人口減少を緩和するため2つの基本目標と4つの戦略分野のもと、各施策 に取り組みました。

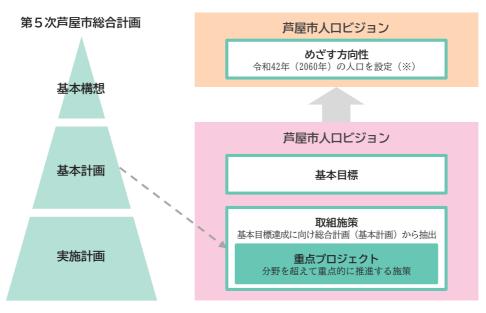
第5次総合計画後期基本計画策定のための市民アンケートや対話集会、転入アンケートや総合計画審議会、行政アドバイザー会議などのさまざまなご意見に留意し、第2期創生総合戦略の方向性を踏襲しつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた新たな視点も加えて「第3期芦屋市創生総合戦略」を策定します。



図表1-1 第2期創生総合戦略の体系

(2) 第3期創生総合戦略の期間

計画期間は第5次総合計画後期基本計画と同一とし、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年とします。



(※) 芦屋市人口推計結果(令和6年度) p.17参照

2. 人口推計の概要

(1) 本市における人口の現状

増加傾向にあった本市の人口は、平成 27 年 (2015 年) の 95,350 人をピークに減少傾向にあります。令和 2 年 (2020 年) 以降、減少がやや緩やかになりますが、令和 5 年 (2023 年) には 93,814 人まで減少しています。

人口が変化する要因のうち社会増減については、2014年から2015年にかけて転出超過に転じたものの、2017年には転入超過に戻り、近年も転入超過の状況で推移しています。特に、神戸市をはじめとする近郊都市からの転入が多くなっていますが、関東圏の東京都や神奈川県に対しては転出超過の状況にあります。

自然増減については、平成22年度(2010年度)に死亡数が出生数を上回って以降、自然減で推移しており、減少幅は拡大傾向にあります。少子高齢化の進行に伴い、この傾向は今後も継続することが予測されます。

また、令和2年(2020年)の合計特殊出生率は、全国と同水準にありますが、兵庫県下においては低位となっています。

図表2-1 本市人口の概要

	区分	概要
		●平成 27 年(2015 年)95,350 人をピークに減少
	人口	●令和2年(2020 年)以降は、減少がやや緩やかに
		●令和5年(2023年)時点で 93,814人
		●一部の年を除いて転入超過で推移している
		●転入超過の特徴:
	社会増減	兵庫県内では神戸市(特に東灘区)からの転入が多い
		●転出超過の特徴:
		東京都、神奈川県への転出が特に多い
		進学・就職にともなう転出であると考えられる
		●平成 22 年度(2010年度)に自然減となって以降、減少幅は拡大
		傾向
	自然増減	●本市の合計特殊出生率(2020 年 1.31)は、兵庫県下において
		低位であり、兵庫県平均(同年 1.39)を下回る。

注:合計特殊出生率は、兵庫県の公表値に基づく。

図表2-2 社会増減数の推移



資料: 芦屋市市民課

図表2-3 他地域との転出入の状況(2023年)

【兵庫県内】

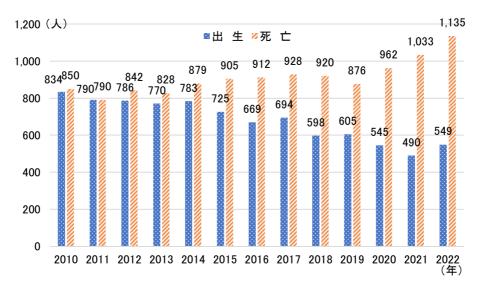
× < 1>	141 3		

	(人)					
	転入	転出	転入超過			
兵庫県 他市町村計	2,041	2,023	18			
神戸市	977	891	86			
(東灘区)	459	345	114			
(灘区)	81	85	-4			
(兵庫区)	46	80	-34			
(長田区)	27	37	-10			
(須磨区)	48	82	-34			
(垂水区)	60	56	4			
(北区)	80	47	33			
(中央区)	120	114	6			
(西区)	56	45	11			
姫路市	65	55	10			
尼崎市	138	172	-34			
明石市	56	89	-33			
西宮市	539	540	-1			
伊丹市	28	39	-11			
加古川市	42	44	-2			
宝塚市	49	69	-20			

資料:総務省「住民基本台帳移動報告」

			(人)
	転入	転出	転入超過
全国計	3,948	4,095	-147
兵庫県	2,041	2,023	18
大阪府	362	328	34
東京都	292	488	-196
京都府	121	129	-8
愛知県	95	78	17
神奈川県	72	122	-50
岡山県	54	28	26
滋賀県	51	41	10
奈良県	48	34	14
福岡県	46	65	-19
広島県	44	37	7

図表2-4 自然増減数の推移



資料: 芦屋市市民課

図表 2-5 合計特殊出生率の推移



(年)

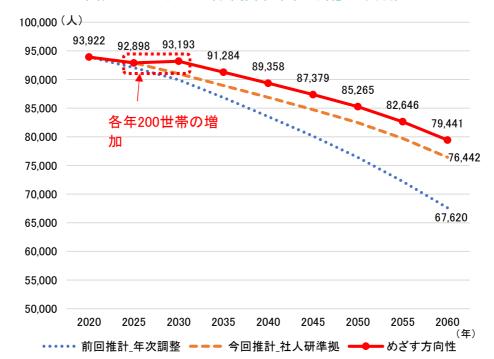
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
芦屋市	1.51	1.28	1.08	1.24	1.14	1.32	1.34	1.31
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33

資料:兵庫県資料

(2) 将来の展望

芦屋市人口ビジョン(令和3年(2021年)9月改訂)では、本市の将来目標人口を65,000 人以上と定めました。その一方で、今回実施した社人研に基づく推計では、65,000人を上回る 見込みであるため、同人口ビジョンは堅持しつつ、さらなる高みを目指し、少子高齢化対策と して、めざす方向性を設定します。

芦屋市の今後の目標人口の検討のため、転入超過状況にある年齢層の社会増加がさらに拡大 し、より具体的な仮定を設定した推計とし、以下条件でシミュレーションを実施しました。 なお、この場合、将来推計人口は、2060年時点で約8万人を達成する見込みです。



図表2-6 人口の将来推計(「社会増」を実現)

注: 2020年から2025年にかけて、毎年200世帯が増加すると仮定している。

資料:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

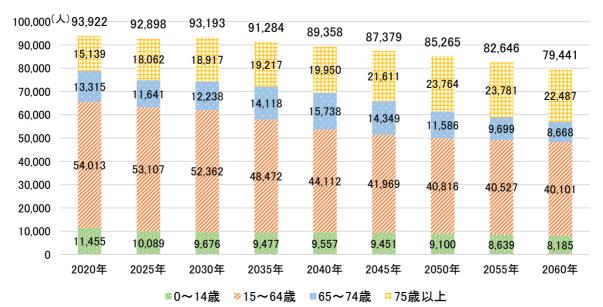
図表2-7 将来の合計特殊出生率・子ども女性比

	実績		人口の将来推計における仮定値						
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計特殊 出生率	1.31	1.35	1.39	1.43	1.43	1.43	1. 44	1.49	1.49
子ども女 性比	0. 272	0. 262	0. 268	0. 274	0. 273	0. 275	0. 271	0. 271	0. 271

注1:2020年の合計特殊出生率実績値は兵庫県の公表値に基づく。

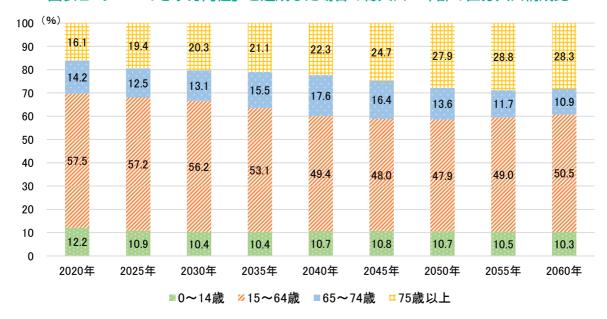
注2:2025年以降の合計特殊出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」にお ける芦屋市の子ども女性比仮定値をもとに換算している。

図表2-8 「めざす方向性」を達成した場合の総人口・年齢4区分人口



資料:芦屋市人口推計結果(令和6年度)

図表2-9 「めざす方向性」を達成した場合の総人口・年齢4区分人口構成比



資料: 芦屋市人口推計結果(令和6年度)

3. 転入アンケートの概要

(1)調査目的

転入アンケートは、芦屋市に新たに転入された方を対象に、居住のきっかけやお住まいを選ばれるときの関心事項などについて調査を実施し、今後の市政運営やまちづくりに活用することを目的として実施しました。

(2)調査概要

調査概要は以下の通りです。

実施期間	令和5年6月1日(木)~令和6年3月31日(日)
	※配布は、令和6年3月29日(金)まで
対象者	上記期間に新たに芦屋市に転入して来られた方
回答方法	市民課の窓口で配布し、オンラインもしくは窓口にて回収
回答数	430 件
その他	アンケートは無記名で実施
	日本語版以外に、英語・中国語・韓国語・スペイン語版を作成・配布

(3)調査結果のポイント

アンケートの回答者は 20 歳代が最も多く、次いで 30 歳代が多くなっており、転入者に占める若年層の割合が高いことを反映していると考えられます。

転入前の居住地は神戸市や西宮市など近隣自治体からの転入が中心ですが、東京圏(1都3県)からの転入も目立ちます。

転入のきっかけとして最も多いのは、就職・転職・転勤など仕事の都合によるものです。次いで、環境をよりよくするために芦屋市に転入して来られる方が多いということが分かりました。

芦屋市に転入を決めた時に重視した項目としては、通勤通学など交通の便が良いことが最も多く挙げられており、阪神間に位置しており大阪市にも神戸市にも電車一本でアクセスできる立地がポイントとなっていることが分かりました。次いで、まちなみが美しいこと、地域イメージが良いこと、自然環境が豊かであることが続いています。芦屋市の洗練された住宅都市としての魅力が、転入先として芦屋市を選ぶ理由の一つになっていると考えられます。

引っ越し先を選択する際の情報の入手先については、知人からの情報が最も多く、次いでインターネットでの情報(市のホームページ以外)が多いことが分かりました。情報入手先の傾向を踏まえた効果的な情報発信が求められます。

4. 第2期創生総合戦略の評価

(1) 第2期創生総合戦略の概要

第2期創生総合戦略では、2つの基本目標と4つの戦略分野のもと、各施策に取り組みました。

(2) 第2期創生総合戦略の評価

基本目標1は、2つの指標において目標値を達成できていません。子育て世代の声を丁寧に聞き取り、ニーズにあった支援策の検討や、行政と地域の連携強化などを行い、施策に反映させていくことが必要だと考えられます。目標の実現には、多角的な視点から現状を分析し、具体的な改善策を講じていくことが求められます。

定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績
1.35 30(2018))	1. 41	1.31 (R2 (2020))
23.6	29.0	23. 0 (R5)
1	1.35 30(2018))	1. 35 1. 41 30(2018)) 23. 6 29. 0

基本目標2では、2つの指標において目標値を達成しています。恵まれた自然環境や交通の 利便性などの立地条件を活かし、まちなみの美しさと安全性を維持・向上させることで、本市 の魅力を継承しつつ、まちづくりの担い手育成や地域活動の活性化に取り組めていると考えら れます。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績
①人口の社会増人数(5年間計)	103 人 (H30(2018) ~R1(2019))	920 人 (R3(2021) ~R7(2025))	1,225人 (H30(2018) ~R4(2022))
②市民の定住意向の割合(%)	84.3 (R2(2020))	84. 3	86. 4 (R6)

5. 第3期における地方創生の考え方と基本目標

(1)基本的な考え方・目的

第2期創生総合戦略の戦略期間から引き続き、人口の減少が続いています。そういった人口減少の状況に適応し、本市が、住みたくなる・住み続けたい魅力的なまちとして持続的に発展していくために、行政のみならず市民、地域団体、事業者等の多様な主体の連携・協働を推進し、それぞれの強みを活かしたまちづくりに取り組みます。

(2)基本目標

第2期創生総合戦略で掲げた2つの目標を踏まえ、施策を推進します。

基本目標1 子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

~[人口減少の緩和]~

市民、地域団体、NPO、行政など多様な主体がつながる力を発揮、連携しながら、こどもや 子育て家庭のそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の 整備、こどもたちが未来を自ら切り拓くための質の高い教育機会の提供を図ります。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績	目標
①子ども女性比	0.272 (R2(2020))	_	● (R6 (2024))	•
②子育て世代の保護者の 子育て環境や支援への 満足度(%)	23.6 (R2(2020))	29. 0	23. 0 (R5)	29. 0

注: 「-」は、第3期創生総合戦略策定時に新設したため、第2期創生総合戦略には表示が無かったもの。

基本目標2 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

~[人口減少への適応][人口減少の緩和]~

自然豊かな環境と優れた交通アクセスに恵まれた本市は、引き継いできた美しい景観を大切にしながら、より安全で魅力的なまちへと発展させていきます。互いの違いを認めつつ、まちづくりの担い手を育み、だれ一人取り残さない地域社会の実現を目指します。また、いかなる災害からも市民の安全を確保し、強く・柔軟な対応力を持つ都市機能の強化を図ります。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績	目標
①人口の社会増人数(5年 間計)	103 人 (H30(2018) ~R1(2019))	920 人 (R3(2021) ~R7(2025))	1,225 人 (H30(2018) ~R4(2022))	●人 (R8(2026) ~R12(2030))

②市民の定住意向の割合	84.3	84.3	86.4	86. 4
(%)	(R2(2020))		(R6)	

6. 取組施策

基本目標	戦略分野	戦略施策
(基本目標1) 子育ての希望が かなう	I 妊娠・出産・ 子育ての支援	I -1 就学前教育・保育施設の充実 I -2 妊娠期から子育で期の切れ目ない支援
	■ 教育・保育環境 の充実	II-1 未来を見据えた教育環境・子どもの 居場所の提供
		Ⅲ -2 地域社会と連携した取組
(基本目標2) 人がつながり 活躍し、暮らし の魅力が高まる 住宅都市	I 良質な住まい・ 住環境の形成	Ⅰ-1 まちに根ざす文化の推進
		I −2 より快適な暮らしの実現
		Ⅰ -3 庭園都市の推進
		I -4 景観の保全・育成
	Ⅱ 地域における 福祉の充実	Ⅱ -1 地域福祉の推進
	Ⅲ 安全・安心な まちづくりの推進	Ⅲ-1 災害に強いまちづくり
		Ⅲ-2 防犯力向上に向けたまちづくりの推進
		Ⅲ-3 安全・快適に利用できる道路環境の推進
	IV 地域の活性化	Ⅳ -1 地域主体のまちづくり

対応する第5次総合計画前期基本計画の主な施策
社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の整備(1-1-1) 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実(1-2-3) 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供(1-2-4)
子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり (1-1-2) インクルーシブ教育・保育システムの推進 (2-2-1) 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備 (2-2-2) ICT を有効活用した教育の推進 (2-2-3)
就学前の子ども、児童・生徒、青少年の悩みへの対応、解消や社会参加の促進 (2-1-2) 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり (2-2-4)
歴史的・文化的な資源の活用推進 (3-1-1) 多様な連携による読書のまちの推進 (3-1-2) 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進 (3-1-3) 市民によった機体の活用による情報の優々の方法 (11.2.1)
時代に合った媒体の活用による情報発信の充実 (11-2-1) 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進 (6-1-1)
起業・創業・経営継続の支援 (6-3-1) 住宅都市としての価値を高める商業活性化の推進 (6-3-2) 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上 (6-4-1) JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進 (10-3-1)
地域主体の緑化の推進 (9-1-1) 持続可能な緑の維持管理手法の検討 (9-1-2)
良質な都市景観への誘導 (9-2-1) 都市施設のユニバーサルデザインの推進 (9-3-2) 住宅ストックの効果的な活用 (9-4-2)
包括的支援体制の構築 (4-1-1) 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上 (4-1-2) 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備 (5-1-1) 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築 (5-1-2)
避難所等施設の防災機能の強化 (7-1-2) 無電柱化の推進 (7-1-3) 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援 (7-2-1) 防災に関わる情報の効果的な発信 (7-2-2)
関係機関,地域活動団体等との連携を図り,市民の安全を確保するための対策(8-1-1)
地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検,改善(8-2-1) 道路の安全な通行につながる対策の実施(8-2-2) 交通安全に関する周知・啓発の強化(8-2-3) 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実(10-3-2) 自転車ネットワーク計画の推進(10-3-3)
公園ごとの特性に合わせた更新,活用,維持管理 (9-3-1) 多様な主体による公共施設の活用 (9-3-3) 市民活動の機会の提供に努め,地域を支える人材の発掘・育成の支援 (11-1-1) 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進 (11-1-2) 情報を公開し,オープンガバメントを推進 (11-2-2) 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討 (12-2-2)
多様な主体との連携強化(13-1-1) 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり(13-2-2)

7. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

第2期創生総合戦略に引き続き、第3期創生総合戦略においても、分野を超えて重点的に推進するプロジェクトとして、3つの重点プロジェクトを設定します。

第3期創生総合戦略では、第1期・第2期で進めてきた事業の趣旨を継承しつつ、新たに教育・防災の観点から取組の充実を図ることで、本市の魅力をさらに高めていきます。

(2)本市の強みと弱みの整理

創生総合戦略の策定に向け、伸ばすべき強みと改善すべき弱みといった本市の特性を、統計 情報や市民アンケートの結果などに基づき、以下のとおり整理しています。

_	強み	弱み	
	30歳代以降で社会増傾向	20歳代の東京圏への転出	
	高い定住意向	低い出生率・出生数の低下	
統計 30歳代以降で社会増傾向高い定住意向全国的な知名度		高い高齢化率	
1	活動的な高齢者が多い	少ない昼間人口	
ν - 12	医療・教育サービスが充実	働く場所は他都市に依存	
党	阪神間へのアクセスが良い	居住コストが高い	
[感覚的事象]	文化的な住民が多い	大きな観光資源がない	
象	洗練された住宅都市	外から見ると閉鎖的なイメージ	

(3) 行政アドバイザー会議と市民からの意見

行政アドバイザー会議において、次の点に留意して施策を進めるべきとの意見が提出されています。

・7月31日(木)開催予定の行政アドバイザー会議にて頂いた意見を掲載予定です。

また、市民意識調査で、次のような施策を重視してまちづくりを進めるべきとの意見をい ただきました。

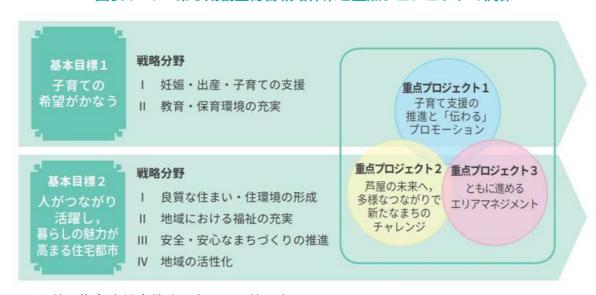
- ・こども・若い世代に住みやすいまちづくり
- ・教育に力を入れたまちづくり
- ・災害時の対策・防災の強化
- 住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくり
- ・ 地域交流の活性化

(4)方向性

以上の分析や意見をもとに、次の3つの方向性で重点プロジェクトを設定します。

NO	現状	対応	プロジェクト名
1	①人口の減少 ②子育て世代の転 入は堅調	◆子育て世代の希望をかなえる ◇これまで培ってきた他市にはない子育て施策や教育の良さの継承 ◇子育て世代に選ばれるまちへ、市内外を問わず魅力を積極的に発信	芦屋のみんなで 子育てを応援す る
2	①地域のつながり が希薄化 ②昼間人口の低い 割合	◆地域力を高める ◇まちに我が事として関わる人の増加 ◇企業、団体や地域と多様に関わる人々 (関係人口)がつながる仕組みづくり	芦屋の未来へ、多 様なつながりで 新たなまちのチャレンジ
3	①若年層の著しい 転出 ②30 歳代以降の転 入は堅調 ③洗練された住宅 地としてのイメ ージ	◆まちの魅力を向上させる ◇これまで積み上げられた資源の活用 ◇多様な人々による賑わいのエリアの 創出 ◇公共施設の最適配置に伴うエリアマ ネジメントの推進	ともに進めるエ リアマネジメン ト

図表 7-1 第3期創生総合戦略体系と重点プロジェクトの関係



※第3期創生総合戦略の表現に調整予定です。

重点プロジェクト1

芦屋のみんなで子育てを応援する

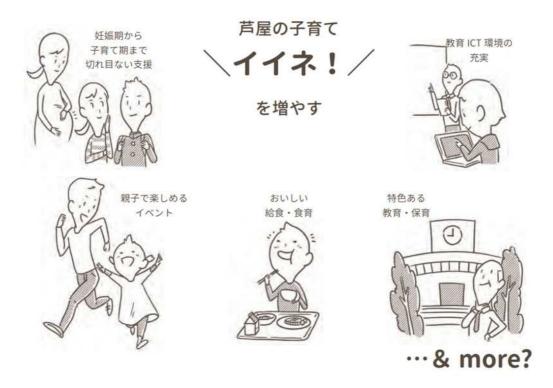
基本目標1:子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

<コンセプト>

魅力的な子育で環境と「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域や事業者などの関係者と連携しながら、ニーズに応じた多様な子育で支援サービス、こどもや子育で家庭に寄り添った悩みや不安への対応、こどもの健やかな成長を促す教育や保育の提供など、妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援を進めます。

また、本市の教育では、一人ひとりの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び方(ちょうどの学び)を推進します。

さらに、子育て支援サービスや教育を中心に、芦屋の多様な主体による子育てを応援する取組を市民に分かりやすく伝え、「みんなで子育てを応援してくれるまち」として、芦屋市の魅力をさらに高めていきます。



<具体的な事業の例>

- ・就学前教育・保育施設の整備や官民連携による教育・保育の質の向上
- ・成長の段階に合わせた多様な「こどもの居場所」の連携
- ・ こどもも親もいきいきと暮らせる支援体制
- ・時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備
- ・ Ashiya PEACE プロジェクトの推進

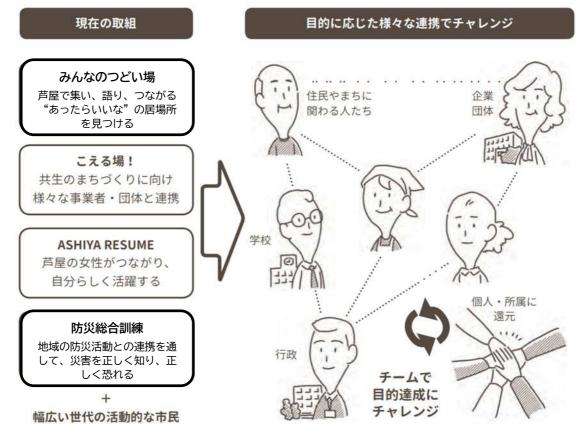
重点プロジェクト2

芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ

基本目標2:災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

<コンセプト>

まちに愛着のある市民、企業、団体や地域と多様に関わる人々(関係人口)等がつながりをもつ機会や場を増やし、時代の変化やそれぞれの課題に応じた協働を促進させる人材を発掘・育成します。そして、多様な主体が集う相乗効果により、新たな可能性の発見や地域の課題解決を達成することで、より暮らしやすいまちの実現を目指します。



<具体的な事業の例>

- ・ 官民を超えて目的の達成に向かう職員の育成
- ・地域と多様に関わる人々 (関係人口) も含めた多様な主体が連携できる地域のプラットフォームづくり
- ・ 部活動の地域展開

重点プロジェクト3

ともに進めるエリアマネジメント

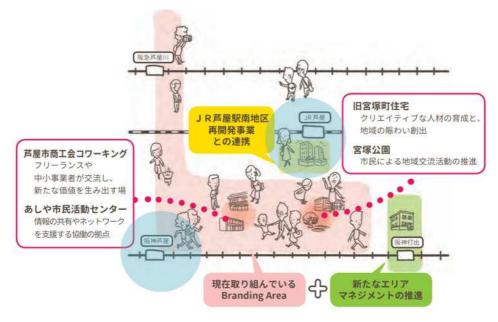
基本目標2:災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

<コンセプト>

公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想に基づく施設の再配置にあたっては、将来にわたる施設利活用を踏まえ、縮小しながら充実させていく「縮充」」の概念を取り入れるとともに、エリアマネジメントの視点で取り組みを進めます。

また、本市の中心拠点であるJR芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺を結ぶ個性的な店舗などが緩やかに集まる地区と魅力的な景観が広がる芦屋川沿いをブランディングエリアとして、地域・ 事業者・行政など多様な主体が連携して公共空間の利活用を進め、活性化に取り組んでいます。 JR芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用と

JR 芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用とともに、起業や市民活動を支援し、賑わいや自己実現の場などをデザインすることに併せて、市内回遊性を高め、市全体への効果の波及を目指します。



<具体的な事業の例>

- ・ 旧宮塚町住宅や宮塚公園を活用した、人が集い交流する場の創出
- ・ 歴史的建造物など文化的な資源、商業資源、景観資源の複合化による回遊性の向上
- 時代の流れと市民ニーズに合わせた公共施設の新たな使い方の実現
- ・道路や公園など公共空間の新たな利活用の推進
- ・ JR 芦屋駅の南北の人の流れを接続する

_

¹ 縮充:人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民の生活が充実したものになっていくこと。ここでは施設は縮小するものの、機能やサービスを充実させること。